

会議名 予算特別委員会（第1日）

開催日時 平成27年3月11日（水）午前10時00分～午後4時3分

会場 第5会議室

1 出席者

1番 長谷川広昌、 3番 柳沢英希、 5番 柴田耕一、  
8番 杉浦敏和、 9番 北川広人、 11番 鷺見宗重、  
13番 磯貝正隆、 15番 小嶋克文

2 欠席者

なし

3 傍聴者

黒川美克、浅岡保夫、幸前信雄、杉浦辰夫、鈴木勝彦、内藤とし子  
内藤皓嗣、小野田由紀子

4 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

企画部長、総合政策 GL、総合政策 G 主幹、人事 GL

総務部長、行政 GL、財務 GL、行政 G 主幹

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、税務 GL

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険・障がい GL

介護保険・障がい G 主幹

福祉まるごと相談 GL、生涯現役まちづくり GL、保健福祉 GL、

こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、  
地域産業 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者

監査委員事務局長

5 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6 付託案件

議案第 3 1 号 平成 2 7 年度高浜市一般会計予算

議案第 3 2 号 平成 2 7 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 3 号 平成 2 7 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 3 4 号 平成 2 7 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 3 5 号 平成 2 7 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 3 6 号 平成 2 7 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 3 7 号 平成 2 7 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 3 8 号 平成 2 7 年度高浜市水道事業会計予算

7 会議経過

議会事務局長 本日は、去る、3月9日の本会議で、予算特別委員会が設置され、本委員会に付託をされました議案第31号から議案第38号までの8議案につきまして、審査をしていただくことになりました。つきましては、高浜市議会委員会条例第10条第2項の規定により磯貝正隆委員に臨時委員長を、お願いをいたします。よろしく申し上げます。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

臨時委員長から委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方

法のいずれによって選出するかを諮る。

指名推選との発議があり、指名推選とすることに異議もなく、委員長に杉浦敏和委員が指名され、指名者に対する異議もなく、同委員が選出による決定がなされた。

委員長挨拶

副委員長選出

委員長から副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

指名推選との発議があり、指名推選とすることに異議もなく、副委員長に柴田耕一委員が指名され、指名者に対する異議もなく、同委員が選出による決定がなされた。

副委員長挨拶

(正副委員長、日程調整のため休憩)

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程につきましては、ただいま副委員長と協議をしました結果、本日は、一般会計の質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしてまいりたいと思います。なお、本日、審査が予定より早く

進んだ場合には、引き続き、議案第32号以後の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複を避けていただき、質疑については、まとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、発言は、議題の範囲を超えないようお願いをいたします。また、質疑に当たりましては、ページ数をお示しいただき、必ず、マイクを使つて的確にお願いをいたします。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。ただいまから、予算特別委員会に付託をされました案件の審査を行います。案件は、既にお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第31号から議案第38号までの8議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、質疑漏れの部分について、質疑を許可することといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。また、休憩中などに当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。これより議案付託表の順序により会議を行います。その前に、当局から説明を加えることがあれば、願います。

説（総務部） 特にございませぬ。

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、一般会計は、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに、歳入歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないように、よろしくお願いをいたします。

## 《質疑》

議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算

委員長 質疑は、歳入の1款から逐次各款ごとに行ってまいります。

### 〈歳入〉

#### 1款 市税

委員長 質疑を行います。

問（9） それでは市税収入について、お伺いをいたしたいと思います。予算説明書の57ページになりますけれども、本年度予算と前年度予算と比較が載っておりますけれども、平成27年度は前年度と比べて、2億4,061万8,000円増の84億7,957万3,000円を計上されております。税目ごとの増減というのは60ページにありますけれども、それぞれの増減理由について、お聞かせいただきたいと思います。

答（税務） 市税の増減理由は、との御質問でございます。初めに、個人市民税6,996万5,000円の増につきましては、積算の大きなキーの一つである給与所得者の総所得金額につきましては、ほぼ前年度並みということでございますけれども、納税義務者数を前年度と比べまして0.7%、

159人増の2万3,548人を見込んだためであります。次に、法人市民税の増でございますけども、この増につきましては、円安効果等により自動車業界の業績が上がったということで、対前年比31.4%、2億458万7,000円の増を見込んだものでございます。続きまして、固定資産税と都市計画税は、それぞれ1,780万円と863万3,000円の減額を見込んでおります。御存じのとおり、平成27年度は、評価替えの年度であります。家屋の経過年数に応ずる減点補正、いわゆる老朽化でございますけども、これに伴う減収でございます。続きまして、62ページの軽自動車税でございます。この税につきましては、前年度と比べて695万2,000円の増となっておりますけども、御案内のとおり、軽自動車税につきましては、平成27年度の税制改正によりまして、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期となる見込みであります。当初予算には、この税制改正前の419万円を見込んでおりますので、実質的には、これを差し引いた276万2,000円の増ということでございます。最後に、市たばこ税でございますけども、依然として健康に関する意識の高まり等から禁煙者それと節煙者が増加するということが予想されることから、対前年比4.1%、1,490万5,000円の減を見込んでいるものでございます。

問（9） 今の答弁で、法人市民税が前年比2億458万7,000円ふえていると。この分がほぼ市税全体の増収分ということで、数字的にはなっておるんですけども、平成27年度からは一部国税化の影響を受けるというお話がありまして、高浜では豊田のように非常に大きな金額ではないと思っておりますけども、高浜市における影響額の試算というのはいかがでしょうか。また、今年の法人市民税の予算はリーマンショック前と比べてどれほどの持ち直しを見せているのか、その辺の判断があればお聞かせをいただきたいと思っております。

答（税務） 法人市民税の一部国税化の影響ということでございますけども、平成26年度の決算見込みベースで8,400万円と試算しております。

す。それと、リーマンショック前と比べてどうかということですが、けれども、リーマンショック前の平成20年度の法人市民税の決算額が、10億1,483万円ということだったので、率にして15.7%、額にして1億5,962万円の減ということになっております。

問(9) そうしますと、法人市民税、リーマン前には届いてないというお話ですが、実際は、予算、決算の差が出てくるので、もう縮まるというような気もしますが、高浜、額的にいうよりも、高浜、市税全体における率で言えば非常に大きな金額、一部国税化というのは、非常に大きな金額であると思います。そのところは、やはり、市長会等、さまざまところで、また声を出していただきたいなというふうに思っております。次に、固定資産税でありますけれども、先ほど、評価替えで、従来のものよりも税収が減るということで、これは理解をするわけですが、徴収率を見ると、平成26年度が99.6%で、平成27年度は前年度と比べて0.8ポイント低く算出をされております。98.8%になっております。固定資産税というのは、税額が非常に大きいので0.8ポイントでも大きな額になるというふうに思いますけれども、この徴収率を下げた理由をお聞かせいただきたいのと、また、0.7ポイント分というのは、おおむねどれほどの額になるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

答(税務) 固定資産税の関係でございますけれども、確かに、今回、徴収率を大きくポイントを下げさせていただきました。これまでの固定資産税の予算上の徴収率につきましては、過去4年をちょっと見てみましたが、いずれも99.6%、この平成27年度と同じ予算で計上しております。一方、決算の徴収率は、平成23年度と24年度が98.7%、平成25年度が98.9%、今年度、平成26年度も恐らく98.8%か、もしくは、98.9%というふうに見込んでおります。このように予算と決算では、毎年0.7ポイントから0.9ポイントの差が生じていたということで、平成27年度につきましては、この実状に即した徴収率で予算を

計上させていただいたということでございます。それと、0.7ポイントで、どれだけの影響かということでございますけども、36億円が固定資産税の調定額ということでございますので、2,520万円ということになります。

問（9） 今のお話では、実状に即した徴収率ということでありましてけども、実状が低いから、では、それに合わせるということではなくて、今まで、なぜ、その予算で上げてきた徴収率に至らなかったのか、その辺のところは、どのように分析されているのですかね。

答（税務） もちろん、徴収率100%ということが、当然、いいわけでございますけども、99.6%まで上げたという、そのいきさつは定かではございませんけれども、実際、課税標準額を低めに抑えて、徴収率を高くもっていったというような形で予算の見積もりを起こしていたということだと思っております。

問（9） 一般的というか、そういうものが、その予算のこの徴収の部分に関してやる手法なのかどうなのかというのは、私は、ちょっとよく存じないものですからあれなんですけども、現実的には、本来、これ100%徴収しなければいけないものですよね。ですから、予算上は、私は、100と書いても別にいいと思うんですよ。そこに至らなかった決算のときの理由が何であったのかということをしちんと分析をして、それを次の予算に反映させていくという、予算に反映させるというよりも、徴収の仕事に反映させていくということが、この毎回の繰り返しであるということをおもうんですけども。この役所における徴収というのは非常に大事な業務であって、当然、税金を納めるというのは、国民にとっては、あるいは、市民にとっての義務ですから、この両方が大切な話だとは思いますが、それが100%に至らないというところに対して、来年度に対して、あるいは、27年度に対してどんな算段を打っていくのかというところが、ここ予算の数字上で既に下がっているという部分が、結局、予算に即した決算をつくっていかうとしているようにしか見えないんですよ。そこら辺の



ことがよくわからないですよ。だから、26年までは徴収率が高かった。27年は下げました。なぜかと言うと、実勢に合わせましたというのであれば、これは徴収ということに対してすごく後ろ向きではないかなというようなイメージも持ってしまいうんですよ。そこの考え方というのが少し理解ができないので、もう少し御説明いただければと思います。

答（税務） 固定資産の徴収率の考え方なんですけども、今年度の予算、歳出のほうを見ていただくとわかりますけども、何とか固定資産税のほうも徴収率を上げていこうということで、今回から不動産鑑定を新たに設けさせていただきました。なぜ、つけたかと言うと、これまで不動産の差し押さえはするけども、なかなか、公売には至らなかったと。だから、公売もしようということで、来年度については2件、公売の手続をして、そういった徴収率を上げていこうというふうには考えております。ただ、99.6%、この0.8ポイントの差というのが、なぜ今まで差をつけて予算を計上してきたかというのは、過去の経緯、これは随分前からだとは思いますが、その理由は定かではないんですけども、償却資産というのは、景気の動向でなかなか見込めないところがありますので、償却資産をちょっと少なめに抑えて予算を計上していたところもあったのか、確実に入るだけの予算を計上していたのかわからないんですけども、償却資産の決算での額が、この2,500万円ほどの乖離を埋めていたという形になっていたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

問（9） 先ほど言ったように、非常に重要な業務であるということは、もちろん、御認識はされていると思いますので、確かに、予算というのは立てるからこそ、その予算がどのように1年間運用されて、このような決算になりましたということまでもって行って、その差が余りにも激しければ、またそれもおかしな話であるとは思いますが、ただ、やはり、目指す部分というのはこうあるというところから、少しこのポイントを下げたの予算というところに対して違和感がないわけではございませんので、どちらにしても、これ以上の徴収率に決算上すれば、これは問題ない。ただ、そ

れは、100%でない限り、当たり前の仕事をやるだけのことであって、そのところは、重々理解をして徴収に励んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ほかに。

問（11） 私も、その市税の徴収率、個人のほうの徴収率をちょっと見ていきたいと思いますが、平成26年度では97.3%であって、今回、平成27年度では97.2%になっていますけども、この数字についての根拠をお願いしたい。また、その下の滞納繰り越し分の徴収率が15.5%に対して、本年度は17.8%になっています。これも、この根拠についてお答えください。

答（税務） まず初めに、個人市民税の現年度分の徴収率の97.2%の算定ということございます。従前は、過去3年間の徴収率の平均ということで出させていただいております。それで、平成22年度からの徴収率を申し上げますと、平成22年度が96.7%、平成23年度が94.7%、平成24年度が95.5%、平成25年度が96.5%で、平成26年度が97.3%ということで、平成26年度からは、その3年間の平均という数字とするとかなり低めの数字になりますので、ここは大きく徴収率を上げようということで、97.3%と。要は、平成26年度の予算において、ここで0.8ポイント上げさせていただいた。これは、かなり前年度に比べれば大きな数字なんです。それで、平成27年度に97.3%、ちょっと0.1ポイント下げたんですけども、これは、今年度の実績が97.3%まではいかないということで、0.1ポイント下げさせていただいたということもございます。それから、滞納繰り越し分の15.5%を17.8%に引き上げたということもございますけども、この徴収率につきましても、今年度の実績見込みと比べて上げさせていただいたということもございます。

問（11） 徴収率が上がってきたということですね、要は。この実績というか、決算ベースで見た分。そういう理解でよろしいですか。

答（税務） おっしゃるとおりです。

問（11） では、この理由とか、皆さん頑張った結果だと思うんですけども、何かあったら、お願いします。

答（税務） まず、徴収率が上がった一番の大きな要素は、御案内のとおり、滞納整理機構への移管額を、これまで50件であったものを110件にふやしたということが一番大きいかなと思います。それとあと当然ながら、48条の直接請求への県への委託、それから、市税徴収員の増員、夜間徴収等と、いろいろありますけども、こういったいろいろなことによりまして、徴収率が上がってきたということでございます。

問（11） ということは、滞納整理機構の成果も、一つはあると。でも、なかなか厳しい税金の取り立てというのが、僕らも経験しているんですけど、経験というか、そういう方にも会っていますので、そういう点では、もっと本当に実状を見ながら徴収も頑張っていたきたいなというふうに思います。次に、資本金10億円以上への法人不均一課税の導入に伴う税収の見込み額を、今回の、見させていただいたんですけども、1億1千万ほどふえるという資料をいただいています。見ると、均等割と法人税割を払っている企業の27%と……。零細企業は、依然として赤字の企業が多いというふうに見てとれるわけですけども、1号の分が27%しか、均等割と法人税割は払っていませんので、その分、零細企業は依然として赤字の企業が多いと思います。それで、政府は、大企業は優遇税制を取り入れ、税金を安くしているという今の状況です。一方で、大企業は今年も空前の利益を上げているとの新聞報道もあります。麻生氏は、内部留保は、昨年9月までの1年間で304兆円から328兆円までふえたと、毎月2兆円ずつたまった計算だと指摘しています。そのお金を使って何をするかを考えるのが当たり前だ。今の日本企業は、間違いなくおかしいと強調したという報道もあります。税制から内部留保を取り崩す政策も必要だと考えます。資料要求もした資本金10億円以上の法人への不均一課税の導入の見込み額も1億1,912万5,000円とされていますので、そこで、法

人市民税の超過課税を行っている自治体の状況をお示してください。

「しばし、お待ちください。」と発声するものあり。

「この資料以外の件ですよ。」と発声するものあり。

「資料でいいですか。」と発声するものあり。

「予算資料の要求のところの下段のほうに書いてございますでは、だめですか。」と発声するものあり。

問（11） これは、5万人未満の自治体ということになってはいますが、全体でみると、僕の見ただけでは、1,004の自治体で行われているというふうに聞いていますし、これは、そういうのがあればと思ったんですけども。

答（税務） それでは、全市町村の状況を申し上げます。標準税率の12.3%適用は、全体の1,719自治体の723、率でいうと42.1%、一律超過課税の採用が1,719のうちの779、45.3%、合併による不均一課税が1,719のうちの5、0.3%、資本金等の区分による不均一課税が1,719のうちの212自治体で、12.3%と。これが全国の市の状況になっております。

委員長 驚見委員、質問は簡潔にというのか、質疑に関係する部分の内容にとどめてください。お願いします。

問（11） すみません。それで、やはり、これから公共施設あり方検討特別委員会など、お金がいる部分もあると感じますので……。

委員長 驚見委員、ここでの話……

問（11） 公共施設の建てかえや、そういう面で、お金がいるという形にもなりますので、少しでも財源を確保するためにも、また、税制の公平をなくすためにも、資本金10億円以上の不均一課税をするべきだと思いますけども、見解をお示してください。

答（税務） 不均一課税の導入については、これまで予算特別委員会と決

算特別委員会で、何度も申し上げておりますので、改めて詳しく申し上げませんが、地方税法の中でいう超過課税というか、不均一課税ですね、負担過重の考え方、それから、企業誘致の推進の観点、それと、法人実効率が、今回、税法のほうで引き下げられたと、そういったことから不均一課税の導入というのは考えておりませんので、御理解いただくようお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（１） 予算書の６０ページ、歳入、１款１項２目、法人市民税について、お伺いしたいと思います。法人均等割に係る法人数でございますが、平成２６年度予算では８６３社に対し、平成２７年度予算では８７１社と、８社増加しておりますが、その主な法人と理由を教えてください。

答（税務） これの細かい企業名まではなんですけども、その他業種が若干ふえているというふうで、トータル的に８６３が８７１になっているということでございます。

問（１） 次に、法人税割について、お伺いをします。平成２７年度の法人税割予算額、上位３社を教えてください。また、平成２６年度、法人税割予算額と比べて増減が大きかった上位３社、わかれば教えてください。

答（税務） 決算比較で申し上げますけども、１万円以下はちょっと省略させていただきますけども、豊田自動織機さんが、平成２６年度が３億２，０６０万円、平成２５年度が１億７，５４０万円、差し引き、１億４，５２０万円のプラスということでございます。日本ペイントさんが、平成２６年度が６，２８０万円、平成２５年度が５，７８０万円、５００万円の増と。ジェイテクトさんが、平成２６年度が５，２１０万円、平成２５年度が６７０万円で、差し引き、４，５４０万円の増ということになっていきます。

問（１） 次に、平成２６年度法人市民税の決算見込み額を教えてください。

答（税務） 法人市民税の平成２６年度の決算見込み額ということでございます。

いますけども、法人市民税が9億7,000万円ですね。

問（1） 法人市民税決算見込み額が約9億7,000万円ということですが、昨年の、この予算特別委員会や本会議の討論でも平成26年度の法人市民税予算額は少なすぎると指摘をさせていただきました。実際、平成26年度予算額は6億5,000万円、決算見込みは約9億7,000万円、およそ3億円超、税収が多かったという結果でございます。3億違えば、昨年の予算編成も異なるものになっていたとも考えられます。今回の平成27年度法人市民税予算額は、適切な予算となっているように、私は思いますが、昨年度の算出の仕方等を変更されたのでしょうか、教えてください。

答(税務) 算出の方法に変更があったかということですが、昨年、平成26年度の予算につきましては、過去3年間の平均値、アベレージで出させていただきました。それで、先ほど申し上げましたとおり、平成26年度、大きく税割が延びてございます。だから、3年間平均するとかかなり低くなるということから、平成27年度の当初予算につきましては、算定方式を変えて、上場株式で使っている決算短信ですか、そちらのほうの伸び率を今年度の決算見込みに乗じて出したということでございます。

問（1） ありがとうございます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかにないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2款 地方譲与税

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

3款 利子割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 よろしいですか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

4款 配当割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。

5款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6款 地方消費税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7款 自動車取得税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

8款 地方特例交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。



## 9 款 地方交付税

委員長 質疑を行います。

問（9） 66 ページの9 款1 項の地方交付税について、総括質疑と少し被る部分があるのかもしれませんが、普通交付税の計上というのがなく、不交付を見込んでいるというお話でございますけども、いま一度、どのような理由にもとづくものなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

答（財務） 普通交付税の算定に当たりましては、国から推計方法が示されまして、基準財政収入額と需要額の差でみるわけですが、基準財政収入額にありましては、平成26年度の調定見込み額をベースに、推計、伸び率を見込み、基準財政需要額につきましては、平成26年度の実績額に推計伸び率を見込むとともに、新たに、まち・ひと・しごと創生に係ります財政需要を見込んだところでありまして、基準財政収入額につきましては、増額要因といたしまして、市税における個人の所得割、法人税割、固定資産税のうちの償却資産の増額、交付金におけます配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金の増額を見込んだところでありまして、基準財政需要額につきましては、増額要因といたしまして、新たに創設されます人口減少等特別対策事業費のほか、個別算定経費の増額を見込む一方、減額要因といたしましては、地域経済・雇用対策費及び公債費の減額により微増と試算したところでありまして、その結果、基準財政収入額につきましては、平成26年度実績に対し5.6%、5億5,500万円増の71億690万円、基準財政需要額におきましては、平成26年度実績に対し1.3%、9,000万円の増の70億3,500万円となりまして、収入額が需要額を7,000万円余り上回ることから、不交付と見込んだものであります。

問（9） そういうことでの不交付ということですけども、財政力指数は、

幾つになる計算になっていますか。

答（財務） 財政力指数につきましては、平成27年度、単年では1.01でございます、不交付と交付の境界線上でございます。単年度ベースにおけます過去3年間の推移を申し上げますと、平成25年度が0.97、平成26年度が0.98、平成27年度が1.01でございます。なお、財政力指数といった場合には、一般的に3カ年の平均を用いますことから、平成27年度におけます財政力指数は0.99と試算いたしております。

問（9） 不交付という、裕福な自治体というとらえられ方をされることが多いですけれども、実際は、この数字に対して、どのように捉えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

答（財務） 地方交付税制度につきましては、まずは税で対応することとされておりまして、全体として不足が生じる分が交付税として交付される仕組みでございますので、税で対応できるという部分がふえれば、それに相応する普通交付税と臨時財政対策債が減額となってまいります。裕福な市との捉え方につきましては、一般的に、合理的かつ妥当な水準における行政、または、施設の維持を税で賄えるといった意味では、地方税収が豊かな団体といえるかもしれませんが、交付税制度は一定のルールにのっとり、機械的に算定した結果でございますので、実際の各団体の予算、決算とは、必ずしも対応してない部分がございます。そうしたことから、不交付になったからと申しましても、財政的に裕福になるといった実感は恐らく余りなく、引き続き厳しい財政運営が求められてくるものと考えております。

問（9） 先ほどの答弁も含めてですと、交付と不交付の境界線というところで、行政財政からみると一番裕福ではなくて不幸な、と言ってもいいぐらいのところかなという気がします。ですから、この目指す部分というのを、我々、議会でもいろいろなところに視察に行かせいただくんですけども、向こうも高浜市のことを見ていて、高浜市さん、非常にいいですね、と言われるところが結構あるんですよ。それが、どうしてそんな我々が

視察に行くような施設を持っているだとか、視察に行くような事業を大々的にやっているだとかということかということ、やはり、交付税の関係も多々あるというところも見てきました。そういうところも踏まえて考えても、不交付であることは、踏ん張っているという意味でいうと大事なところだと思いますけども、より一層ですね、財政の厳しさというのがあるということ、認識をしていただいておりますというお話ですので、それを踏まえた事業展開というものを平成27年度に向けて進めていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

11款 分担金及び負担金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11款の質疑を打ち切ります。

## 12款 使用料及び手数料

委員長 質疑を行います。

問（15） 12款1項の使用料、土木使用料の中の住宅使用料の件ですけども、これも総括質疑で出ましたけども、まず、今年度、借上住宅の、要するに借り上げ戸数と、それから、今年度の入居する予定の件数とパーセント、それから、もし全部借り上げて全室入居した場合の使用料は幾らになるか、ちょっとまずその点をお願いいたします。

答（市民生活） 残りの住宅でございますが、3軒ございまして、それぞれ10戸になりますので30戸となります。入居でございますが、入居した場合、入居率でございますが、まず、全体の平均で40%となっております。したがって、全室入室した場合と比べて40%の収入があると、このような状況になってございます。

問（15） ちょっと、すみません。全室入室した場合、今、40%の。ちょっと、もう1回その点を、すみません。

答（市民生活） 公営住宅の歳出にも絡んでくることになるんですが、歳出のところ、借上公共賃貸住宅の借り上げ料、今回、2,613万9,000円、借り上げ料としてお支払いをすることになっていきますので、それに対して入居者が40%ということになりますので、そこに充当する歳入が4割と、こういうような状況になってございます。

問（15） わかりました。それとですね、この前、総括質疑でもありましたけども、平成28年度で、一度、この借上住宅が一応全て返還になるということを伺いましたけども、当初の住宅の事情とはこれ異なると思いますけども、一番多いときで入居率はどれくらいあったか、それから、今、この結果を見ますと、そこまでの借上住宅の戸数が本当に必要だったかということも、僕は検証していかなければならないと思いますけども、その

点については、どのようにお考えでしょうか。

答（市民生活） おっしゃるとおりでございます。この事業というのは、平成4年からスタートしております。一つの事業が20年のスパンとなっております。その間、最大の入居率というのが、これまでも以前お話をしたことがあるかと思いますが、リーマンショック前までは、おおむね7割の後半の入居率であったということになってございます。したがって、一番最初に行いました平成4年のセンチリー21という返還の関係の内容でみますと、20年のうちの15年間は7割、その後、リーマンショック以後に入居率がだんだん下がってきたということになりますので、トータルでどのように評価するかということも、我々は返還と同時に、今、分析をしておるところでございます。平成28年度の最終返還を迎えるまでに、全体のそういった書類等整理いたしまして総括をしたいと、このように考えております。

問（15） 当初の入居率が7割ということでしたけども、ごめんなさい、7割があったということなんですけども、大体、当初、市のほうが予定していたのは、大体、どれくらいですか、これは。

答（市民生活） 過去の契約時の、その事業計画をみてみますと、入居率というものはかなり高い水準で設定をされていた。そのあらわれが、先ほど申し上げました歳出のところ、ほぼ満室という形で借り上げ料をお支払いするということにあらわれているかと思いますが、20年通して、満室に近い状態で運営をしたいと、当初計画は、そのような計画になっておるということを考えております。

委員長 ほかに。

問（11） 私も、借上住宅のことですけども、前にも条件が厳しいだとか、家賃が高いというようなことを、下げるべきだというような質問をさせていただいたんですけども、今回を見ても、最低の月額総収入が34万6,000円からという条件と、部屋の数、広さは家賃で変わるといことなんですけども、6万8,000円ぐらいが平均かなというふう

に思っていますけども、この条件に合う人というのは、本当に少なかったかなというふうに思うんですけども、これ、まだあるとは言いますけども、このまま契約切れまでこのままにしておくのか、また、見解をお願いしたいと思えますけども。

答（市民生活） 入居者対策のお尋ねだと思いますが、おっしゃるとおり、今のその条件というものは、大体、相場というものが、地元の不動産屋さんなどでヒアリングをしたところ、大体、1平米当たり、1,000円というのが相場になります。したがって、そこから導き出し家賃というのは平均で7万円前後ということになります。これは、あくまでもファミリー向きとか一人暮らし向けの住宅でございますが、確かに現在は、ワンルーム志向というのがありますので、そういったこともございますが、ただ、ここで、実は、住宅でお困りの方で、最近ふえている案件というのが、外国人の方でございます。こういった方に対しては、アナウンスをさせていただいておりますが、何とか、その現地までの確認は行っているんですけども、成約まで至っていないという状況でございます。したがって、今後は、住宅でお困りの方で所得があるにも関わらず住宅でお困りのような方、こういった外国人の方を中心に、また引き続き入居者対策には努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。意見もないようですので、質疑を打ち切ります。

### 13款 国庫支出金

委員長 質疑を行います。

問（15） 73ページの2項、住民基本台帳の件ですけども、いわゆる個人番号制度、マイナンバー制度ですけども、まず、これの運用開始はいつになるのかという点と、それから、スケジュールについて、今までどのようにこの制度に取り組んできたか、それから、今後の取り組みについて、それから、この制度は特に行政の事務の簡素化とか、税の公平化等が目的

にされておりますけども、ほかにこういった方面に利用されていくのか、とりあえず、この点についてお伺いいたします。

答（市民窓口） マイナンバー制のほうなんですけど、平成27年10月に、まず通知カードのほうを住民の皆さん全員にお配りします。このマイナンバーのカードのほうは、平成28年1月から、希望者の方に配布をするというような形で進んでまいります。スケジュールのほうなんですけれども、今、私たちのほうでは、住民基本台帳システムのほうを順次マイナンバー制のほうに切りかえる準備をいたしております。平成27年につきましては、この通知カード発送に対しまして該当者のリストアップだとか、住所のリストアップをするということで、歳出のほうの予算を上げさせていただいているような実態でございます。それでよろしかったでしょうか。

問（15） すみません、1点。今、こういった方面に、主に利用されるかという、このマイナンバー制度は。

答（市民窓口） このマイナンバー制の中には、今でいう住基カードのe-Tax（イータックス）みたいな形で税の関係を使用できたりだとか、あと、マイナンバー制のほうで、住民票とか、そういったもの、公的な立場で登録された方は、本人確認のものがなくなるとというようなシステムが、これから構築されていきますので、順次、その段階に応じていろいろな手段に使われるような形になってくると考えております。

問（15） 当然、こういったデータには、個人の情報がいろいろと入っていくと思うんですけども、こういった情報が入られるのかという点と、それから、当然、このデータの露出防止、これ当然、大事な問題ですので、その点と。それから、今、発行している住民基本台帳カードですね、これとはどういう関係があるのかないのか、もしあれば、こういった関係があるのかという点について、お尋ねいたします。

答（総合政策） まず個人情報の件で、さきにお答えさせていただきます。マイナンバー制度が始まりますと、これに伴いまして特定個人情報ということで、新たに、また、厳格的にということですが、これ保護の

ほうをしていかなければならないということで、今後、私どもの条例のほうも、それに伴いまして見直しをかけていくというような状況でございます。

問（15） ちょっと、わかりません。今のあれでは、全くわかりません。一つは、まずどういったデータがね、個人情報として入っていくのかということと、具体的に、どのように防止策があるのかという。

答（総合政策） まず、個人に対しまして、その番号が特定個人情報の番号として付番されることになります。それで、この番号を使うことになるデータ、情報ですね。これにつきましては、全てが特定個人情報の対象になるということになります。したがって、今後、この番号を使うことになろうというものにつきましては、条例上で定めていくということになります。

委員長 よろしいですか。

問（15） 防止策は。

答（総合政策） 防止策ということでございますが、もちろん、これにつきましては、機械的な閉じられた中で運用していくということになります。例えば、インターネット等で、その中に入ってくるということをしないうように、防止をしていくということになります。

問（15） 最後、市民にとって、これはどういったメリットがあるんでしょうか。それから、先ほどの1点がありますけども、住民基本台帳カードの関連、影響、もしありましたら、この点についても。

答（総合政策） このマイナンバー制度が開始されますと、大きく違ってくるのが、公共団体同士のやりとりが、紙ベースからオンラインによって、パソコンによって確認が取れるということになります。したがって、個人の方に対しますと、例えば、転出される際に、紙でもって転出の証明書とか持って転出先のところに行くということではなくて、そういったものの書類等が省略をされてくるというメリットが出てきます。

答（市民窓口） 番号制度が導入されると住民基本台帳カードがどうなる



かということの御質問だと思いますけれども、この1月に個人カードの交付が開始されますと、住民基本台帳カードの新規の発行は行いません。この1月以前、12月までに交付された方のカードにつきましては、有効期限が10年ほどありますので、その間は使えますよという状態になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（11） 先ほどの社会保障・税番号制度システムなんですけれども、もう少し、例えば、住民のためのメリットが、何かほかにもあれば、お願ひしたいと思ひますけれども。

答（総合政策） 先ほど申し上げましたとおり、公共団体に提出するような添付書類、こちらのほうが必要でなくなるということが大きなメリットかと思ひます。この後、この番号を使っているいろんな方面で活用していくということにつきましては、これはまだ検討段階であるということですので、よろしくお願ひいたします。

問（11） そうなりますと、ほかでも使うということにつながるかなというふうに思ひますけれども。そうすると民間の方も、この税番号システムの中に入るとということは、情報の漏れということも、恐れがあるというふうに考へますけれども、その点はいかがですか。

答（総合政策） 利用の範囲ということですが、活用できるものとしましては、準公共的なものということ考へられておひまして、例えば、銀行等ということになります。

問（11） そこが問題というか、個人情報漏れないかという問題があるんですね。それで、税金もそれに乗っかってくる、保険料もそれに乗っかってくるということだと、本当に、ずっとわかってしまうようなことにならないのかという問題があるわけですね。ですから、そういう点はいかがですか。

答（総合政策） こちらにつきましても、閉じられた環境の中で行っていくということになりますし、また、特定個人情報の保護に関しましては、国のほうの法令等におきまして、その活用の範囲というものも決まってきた

ますので、法律上、また、技術上、こちらのほうは問題ないかというふう  
に考えております。

問（１１） 問題ないといっても、少し不安を感じますけども。次に、７  
２ページの民生費国庫負担金、平成２６年度では国民健康保険基盤安定負  
担金が４分の３の補助率で５，９３４万５，０００円となっていました  
が、名前も、国民健康保険基盤安定支援分負担金となっています。１，１１  
９万に減額されていますけども、この制度の変更なのか、この部分は国保特  
別会計との兼ね合い、この分について、お答えいただきたいと思いま  
す。

答（市民窓口） 今、御質問のありました国民健康保険基盤安定支援分負  
担金なんですけれども、こちらのほうは、低所得者層に応じた保険の軽減  
措置に対して交付されるものでございまして、国保のほうの歳出のほうと  
関係がくる形になっておりますので、という形ではよろしかったでしょう  
か。

問（１１） はい。ということは、この減額というか、名前が変わって、  
制度の何か変わったという点では、いかがですか。

答（市民窓口） こちらのほうは、ここの一般会計のほうで御説明をさせ  
ていただくよりも、国保の特会のほうで、歳入、歳出を合わせた形で御説  
明させていただいたほうが、御理解いただけるかと思っておりますので、そ  
ちらのほうでお願いしたいと思えます。

委員長 よろしいですか。

「……」と発声するものあり。

委員長 １１番、鷺見委員。

問（１１） 次に、７３ページですけども、２節の児童福祉費負担金です  
けども、平成２６年度当初予算では、保育所運営費国庫負担金がありまし  
たけども、平成２７年度では、なくなっています。どのようになっている  
のか、お答えください。

答（こども育成） 昨年度、平成２６年度予算でいきますと保育所運営費

国庫負担金というのが約1億6,900万円ほど上がっているものが、それがなくなってということでございますけども、それにつきましては、新しい制度の中で、施設型給付費という形で、国庫から負担されるということになりますので、その2節の中にあります施設型給付費負担金といたしますのが、昨年度までの運営費負担金にとってかわる部分ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 質疑の途中ですけども、暫時休憩をいたします。11時20分、再開いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

委員長 休憩前に引き続き、13款国庫支出金についての質疑を行います。  
問(11) 同じ、73ページですけども、3節の生活保護費負担金ですけども、平成26年度では、項目が生活保護費だけしかなかったのが、今回、いろいろ分かれていますけども、これはどういった理由で分けたのか、お答えをください。

答(地域福祉) これにつきましては、平成26年度に国のほうが、消費税の増税におきまして、充当先が社会保障の4経費、年金、医療、介護、子育てに拡充されました。しかしながら、生活保護費負担金においては、社会保障4経費に該当する経費と非該当の経費が混在していたために、国が、平成26年度からこのように3本に、今まで生活保護費負担金1本であったのを生活扶助費等負担金と医療扶助費負担金、介護扶助費負担金の3本に分けたものであります。

問(11) 分けられても、そんなに前年度からふえたということではないんですけども、その点はいかがでしょう。

答(地域福祉) これは、国があくまでもそういうふうな項目で分けてき

たものですから、それに合わせたということで、若干、前年度よりも増額しておりますので、よろしく申し上げます。

問（11） それから、この4分の3の国の負担で、市の負担が4分の1というふうになってはいますが、これについては国に求めるべきと、私どもは考えてはいますが、いかがでしょうか。

答（地域福祉） これについては、全国市長会等から、そういった要望は国のほうに出しておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、13款の質疑を打ち切ります。

14款 県支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので……。11番、鷺見委員。

問（11） 77ページですが、14款2項2目ですが、民生費県補助金でありますけども、平成26年度には地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金がありましたけども、平成27年度はありませんけども、これについては緊急ということだと思っておりますけども、なぜなくなったのか、お示しいただきたいと思っております。

答（介護保険・障がい） 平成26年度もそうなんですけれど、その補助金に該当する事業がなくなったということで、平成27年度は計上していないということでございます。

問（11） なぜなくなったのか、お答えください。

答（介護保険・障がい） 詳細を述べさせていただきますと、県のほうに会計監査が入りまして、その基金の対象の事業が明確になったということになります。より厳格になったということです。対象事業の幅が狭くなったというところで、今まで対象であったと思われた事業が、平成27年度では対象でなくなったということでございます。

問（11） 対象でなくなったということですね。次に、2項5目になりますけども、商工費県補助金の新あいち創造産業立地補助金は、愛知県と連携してとの制度だということですけども、どれくらい、何件くらいを見込んでみえるのか、お答えください。

答（企業支援） 今回、歳出のほうにも企業再投資促進補助金というのがあるんですが、その中で、平成26年度に新しい工場を建てたりした企業に対して、平成27年度に愛知県と高浜市が一体で補助金を出す件数が、3件でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、14款の質疑を打ち切ります。

15款 財産収入

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、15款の質疑を打ち切ります。

## 16款 寄附金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、16款の質疑を打ち切ります。

## 17款 繰入金

委員長 質疑を行います。

問(11) 1項1目ですけれども、1節の財政調整基金繰入金ですけれども、今回は2億9,884万5,000円となっています。平成26年度は1億5,333万1,000円になっていますけれども、このふやした理由と  
うか、お願いしたいと思います。

答(財務) 過日の総括質疑の中でもお答えいたしました。限られた財源の中で、4つの重点施策を押し進めるとともに、市の仕事は市民の皆さんの生活に密着するものでございますので、バランスにも配慮して、予算を組ませていただいたところでございます。その中で、予算を組む上で、単年度の税収だけで予算が組めればよいわけですけれども、単年度の税収で予算が組めない場合は、財政調整基金を繰り入れたり、起債を活用したりして予算を組ませていただいております。そうした中で、一般財源が必要になってくるということで、例えば、今年度で申し上げますと、教育費の中でも小学校の増改築の工事でありますとか、老朽化している施設、設備等の対策でありますとか、合わせまして、商工費の中で企業再生再投資促進補助金がございますけれども、これは2分の1、市が負担する必要がございます。あとそのほか、福祉関係施策ですとか、公共施設のあり方を今後進めてまいる必要がありますので、総合管理計画の策定、こういったと

ころに、真に必要な事業費について基金を繰り入れた結果であるというふうで、御理解いただければと思います。

問（11） 次に、港湾環境対策基金繰入金なんですけども、これは確認になりますけども、港湾関係の浚渫だというふうに聞いていますけども、この部分が出てくるということでしょうか、お答えください。

答（都市整備） 港湾環境対策基金繰入金ですが、もとの港湾環境対策基金自体は、89ページにあります雑入の高浜市港湾環境対策基金、こちらNTP東海マリーナさんからの歳入になっておりますけども、11年間の積み立てたものになります。そちらにつきまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、浚渫の費用ということで、そちらのほうに充当させていただくというためのものがございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、17款の質疑を打ち切ります。

18款 繰越金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

19款 諸収入

委員長 質疑を行います。

問（１１） 愛知県住宅供給公社貸付金元利収入のＡ－１棟都市住宅整備資金貸付金元金収入が６１７万１，０００円ありますけども、このいきさつをお願いしたいと思います。

答（都市整備） このＡ－１棟というのは、サンコート高浜、三高駅西にありますサンコート高浜が入っているいわゆる供給公社の入っている賃貸のビルでございます。そちらの駅前の再開発のときに建てておりました、その際に協定がありまして、１０年経過したのち、その分の貸付金の元金を高浜市に返還するというので、今年度から返還のほうが始まったということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、諸収入についての質疑を打ち切ります。

２０款 市債

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので……。１番、長谷川委員。

問（１） 予算書、９０ページ、歳入２０款の市債について、お伺いをします。昨年度に比べ平成２７年度当初予算では、借金が約２億円減少しておりますが、その理由を教えてください。

答（財務） 平成２７年度につきましては、不交付団体を見込んでおりますので、昨年度、借り入れました臨時財政対策債の借り入れができなくなります。そういったことから主な減額要因といたしましては、臨時財政対



策債の発行額が減少したものでございます。

問（１） わかりました。市債についての考え方については、昨年の予算特別委員会や本会議の討論等においても再三申し上げておりますが、本当に必要なものに限定して、借金をして、基準やルールを決め、計画的に借金をするようにと要望してまいりました。平成２７年度当初予算においては、借金額、約２億円の減ということで、この方向性を、今後、ますます推進をしていっていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、２０款の質疑を打ち切ります。以上で、歳入についての質疑を打ち切ります。ここで、暫時休憩いたします。再開は、１１時３５分。

休憩 午前１１時３３分

再開 午前１１時３５分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。歳出の１款から順次質疑を行います。

〈歳出〉

１款 議会費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1 款の質疑を打ち切ります。

## 2 款 総務費

委員長 質疑を行います。

### 質 疑 な し

委員長 質疑も……。1 1 番、鷺見委員。

問（1 1） 9 6 ページをお願いします。2 款の1 項です。市民活動支援費で、説明の市民予算枠事業の交付金は5, 2 0 0 万円になっていますけれども、平成2 6 年度の実績でどのようなものが採用されてきたのか、また、代表的なものをお示ししていただきたいのと、基準や審査によっては採用されなかったものもあるかと思えますけれども、そういうものがあるのかどうか、お答えください。

答（総合政策） 市民予算枠事業の交付金の御質問でございますが、こちらにつきましても、まず、まち協さんとかまち協さんの中で団体として構成されておられる方々が、地域の課題の中で、こうしたことをやってみたい、実現したいというものにつきましても、事業計画を立てていただきまして、予算化しているというところでございます。これにつきましては、私どものほうで、まち協さんの市民の合意を得たものというところで、何か、こう制限をかけておるといふような、採択をしなかったといふようなことはございません。また、まちづくりパートナーの方が、市全体に係ることにつきましても、意見、提言、事業計画を立てていただきまして、それについて採択をするかどうかということがございますが、これにつきましては委員会を設けまして、採択をするかどうかということをやっております、これにつきましては、全ての事業について、提案について採択すると、し

かも交付金につきましては、100%、100万円を上限としておりますが、こうした形で提案されたものの満額を計画書どおり行うということになっております。今回、予算枠事業の中で、交付金が前年度に対しまして減っておると、先回に対して減っているというところは、事業の積算の積み上げでございますので、その計画の積み上げの中で、こういった金額になっておるというところで、お願いしたいと思えます。

問（11） 今、先ほど計画の積み上げた分ということですが、3月に、まち協さんたちが、総会なりの事業計画や決算など行っていると思うんですけど、その分で、そういう積算でということなんでしょうか。

答（総合政策） 総会自体は、5月の中の審議ということでございますが、私どものほうに、事業計画としてはもう1月の段階で、来年度どうしたことをやっていくかということをご提案いただいております。この提案に先立ちましては、それぞれまち協さんの中の理事会等で諮っていただいております。

問（11） そうですか。次に、地域内分権推進事業なんですけども、交付金として1,170万1,000円なっておりますけども、平成26年度は、どのような実績があったのか、お答えください。

答（総合政策） こちら地域内分権推進事業交付金といいますのは、いわゆる、委譲事業というふうに言われておるものでございまして、もともと、市で行っていたものというのをまち協さんのほうで行っていただくというものでございます。例えば、青パトの防犯パトロールということが、一つ、取り上げられると思いますが、これにつきましては、全てのまちづくり協議会さんのほうで行っていただいております。ほかには、例えば、公園の管理とか、そういうところも行っているまち協さんもいるというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので…… 3 番、柳沢委員。

問（3） 予算説明書の 108 ページ、109 ページの 2 款 1 項 12 目、企画費、アシタのたかはま研究事業の中で、しあわせづくり計画策定業務委託料 958 万円が計上されていますけども、その委託内容について、御説明をお願いします。

答（総合政策） しあわせづくり計画策定業務委託ということの御質問でございますが、まずは背景から御説明させていただきますと、今年度は、計画を策定する上で必要となります職員の計画策定能力、説明能力等の向上を、職員ワークショップを通して養成してまいっております。平成 27 年度は、実際に、市民の方へのインタビューやワークショップを実施する中で、市民の意見を聴取し、計画策定をしていくという予定でございます。そこで、この委託の内容としましては、市民ワークショップの運営の支援、また、フォーラムを開催する予定でございますが、こちらの開催支援、計画書の作成支援などについて、委託をしていくという予定でございます。

問（3） 今、回答の中で、平成 27 年度は実際に、ワークショップ等、実施していくということでしたけども、私もちょっと前に参加させてもらったんですけども、しあわせづくりフォーラムで映画、僕の場合はちょっと途中参加ということになってしまったんですけども。今後、実際に、ワークショップというのが、そういった形なのか、それからまた市民が入ってくるということで、市民の参加者の方というのはどのように募集していく、どこら辺をターゲットに募集していくのかとか、そういうのが、もしわかったらお願いします。

答（総合政策） 市民ワークショップにつきましては、先般、開催いたしましたしあわせづくりフォーラムのような形で、参加の皆さんが誰もが意見を出し合えるような場としていく予定をしております。今回、フォーラムを開催したというのが、しあわせづくり計画を策定していくのに、ちょっと関心を持っていただきたいという中で開催させていただいております。

こうして参加していただいた方にお声がけをさせていただきたいと。来年度、実施していく予定でありますワークショップに参加していただきたいということで、お声がけさせていただきますし、また、まちづくりの活動に参加しておられる方にインタビューをさせていただきます。その方たちにもお声がけをさせていただくということと、あと広報等で広く募集をかけていきたいというふうに考えております。

問（５） 予算説明書の１１７ページの市税賦課事業の中の家屋評価システム構築業委託料について、少しお聞きします。これは、先ほどの個人カードだとか、そういったあれと関係してくるのかちょっとわからないですけど、予算書では構築というふうになっておりますので、新たに導入する予算なのか。それと、こういったシステムの県内導入と、いままで高浜市の場合、こういった評価をやってきたのか、そこら辺の方法を教えてくださいたいと思います。

答（税務） 家屋評価システムの件でございますけども、この予算につきましては、新たに導入するシステムでございます。それと、県内の導入状況ということでございますけども、５４市町村のうち５１の市町村で導入をしていると、未導入の自治体につきましては、新築家屋のほとんどない東栄町、それと豊根村、それと高浜市と、この３市町村ということであります。だから、実質的には、導入していなかったのは高浜市のみということになります。それで、これまでの高浜市の評価方法ということでございますけども、独自で開発したエクセルを用いて評価額を算出していたということでございます。

問（５） これまで、家屋評価システムを導入しなかったのは、高浜市だけというあれで、独自のエクセル計算シートのクオリティが高かったということもあるんですけど、今回、予算計上している評価システムの効果だとか、それと先ほども言いましたけれども個人番号制ですね、そういったあれと将来的には結びついてくるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

答（税務） 家屋評価システムの導入メリットということでございますけれども、5点ほどありますので申し上げますけれども、まず1点目が、評価替えに伴う新基準への対応が容易となると。2点目が、知識や経験が不足する職員においても評価計算がしやすくなるということです。3点目が、機械的にチェックすることにより計算誤りが起こりにくくなること。4点目につきましては、住民情報システムとの連携機能により入力誤りがなくなると。最後5点目が、積算資料等、効率よく管理できるということでございます。それと、番号制との絡みなんですけれども、今のところ番号制とは特に結びついてはないですけど、将来的には、情報と番号制ともマッチすることになるかとも考えております。

問（5） こういったシステムを有効に活用していただきたいというふうに思っておりますけれども、ただ、要するに、こういうシステムが導入したことによって、税率を計算する評価計算の基礎的な部分が、職員自体、要するに、わかるのか、わからないようになってしまわないかというような危惧もされるんですけれども、そこら辺の体制というのか、そういったあれは、考えておみえになるのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

答（税務） あくまでも、そのシステムに頼り切るわけではなくして、当然、目で見て、手で計算できるだけの能力というか人材育成ですか、そういったのを同時に図っていかなければいけないというふうには、もちろん考えております。

問（5） そういった人材育成によって、ある程度システムに頼るだけではなくて、そういった、逆に、要するにチェックできるぐらいの能力を高めていただきたいというふうに思います。

問（9） 予算説明書、109ページの公共施設あり方計画推進事業の高浜小学校整備事業支援業務委託料でございますけれども、これの具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

答（行政） この委託の内容につきましては、老朽化の著しい高浜小学校

の建てかえ整備に合わせまして公共施設マネジメント基本方針にございますように、他の公共施設の複合化をはかるとして、今月末までの予定ではございますけれども、現在進めております検討方針に基づきまして、整備手法や与条件の整理、実施方針、要求水準書の検討といったものを行い、募集要項等の作成に対する支援といったものを専門業者さんのほうへお願いをするというような内容でございます。

問（９） この委託先に関しては、市庁舎整備事業と同じところでしょうか、確認したいんですけども。

答（行政） 委託先につきましては、今後、競争入札とか等もございませので、そういったのを勘案して決めていきたいというふうには思っております。

問（９） 高浜小学校の場合は複合化という形でのモデル事業にという位置づけであると思います。他市の例も多々ある中で、それを進めて行くうえで、委託をする先というのは非常に大きな力を発揮していただけると思うんですよね。ですから、単に入札というだけではなくて、より深く相手先を調べてやっていただきたいということをお願いをしておきます。

問（１３） ちょっと戻りますが、１０２ページ、１０３ページでございますが、２款１項７目の業務改善推進事業、これは新しい事業だと思いますので、なぜこの事業を行うかということと、その具体的な内容をちょっとお教え願いたいと思います。

答（人事） この事業なぜ行うことになったのか、御説明させていただきます。定年退職者が今年９名、来年は１５名予定されている中、ベテラン職員からのノウハウの継承も含め、人材育成は大変重要と考えております。そこで、業務改善によりまして、仕事のやり方を変え、行政運営の効率化をはかり、技術継承も含めた職員の人材育成をはかりながら、職員全体の職員力の向上を図ってまいりたいと考え、平成２６年４月より職員２名を、民間の業務改善手法を学ぶため株式会社豊田自動織機へ派遣研修を行いました。その研修の成果を活かして平成２７年度より業務改善活動を「ハイ

ブリッド活動」と称し、全庁展開してまいりたいと考えております。具体的な活動内容については、「ハイブリッド活動」とは、仕事を効率的に行うためのしくみを決め、無駄な作業、無駄なものをなくし、その状態を維持・向上していく活動で、具体的には、2S活動と標準化活動となります。2S活動は、無駄なものを徹底的に廃棄する整理活動と、欲しいものをいつでも取り出せるようにする整理活動で、全職員で2S活動を実施し、あわせて、電子ファイルの2Sも取り組んでまいります。標準化活動は、誰が行っても質を落とさないようにするため、また、その質を維持させていくために、仕事のやり方を仕組み化することです。各グループに推進員を選任し、業務管理表、仕組み図、ファイリングの標準化3点セットを作成することで、業務の全体を見直すことができるとともに、例えば担当者が不在であっても、誰でも同水準の対応が可能になるような仕組みを構築してまいります。

問（13） この14万9,000円の消耗品は、ここに書いてあります、今、おっしゃった3点セットの消耗品ということだと理解はしますが、過去に、トヨタ生産方式を高浜市に取り入れておられますので、その辺の違いがあればということと、こういったものの評価、トヨタ生産方式でもそうですが、具体的に数字でなかなか難しい、あらゆるものが難しい評価をどういうふうにされてきたのか、あるいはしていくのか、せっかくこういう事業を組んで、どういうふうにやられるのかなということもございまして、ちょっと、その辺をお教え願いたいと思います。

答（人事） 平成17年に職員12名が、トヨタ生産方式としまして業務改善を学びまして、これまでに、窓口へ来られた市民への対応の迅速化と職員動線の視点から、職員の机をすべて窓口側に向ける取り組みや、2S活動、確定申告の待ち時間短縮の取り組みなどを実践してまいりました。しかし、これまで各グループで活動にバラつきがございまして、決して全庁展開されているとは言えない状況でございました。そこで、間接部門の業務改善に長年取り組み、成果を上げている株式会社豊田自動織機に直接



指導を仰ぎまして、今年度、市民総合窓口センターをモデルとしまして、高浜市に適した業務改善手法を構築してまいりました。この市民総合窓口センターでの取り組みを、平成27年度以降全庁展開していくことで、質の高い行政サービス、市民サービスの提供を目指してまいりたいと考えております。また、評価につきましてですが、数値化するというのはなかなか難しいのでございますが……。2S活動の取り組みで言いますと、庁舎の移転に当たりまして、保管している文書をファイルメーターとして、庁舎の限られた倉庫に納まるように縮めていくだとか、そういった数値化をやって行くのと同時に、また、PDCAサイクルを回ささせていただいて、チェック、アクションの強化に取り組んでまいりたいと思っております。委員長 ほか。

問（11） 98ページになりますけども、福祉自治体ユニット負担金が10万円上がっていますけども、これについて、平成27年度は、どのような催し物とか何かあれば、お答えください。

答（人事） 福祉自治体ユニットの活動でございますが、市町村の職員研修であったり、国の施策の情報収集及び提供、首長職員からの質問等に回答していただくことを予定しております。最近では、子ども子育て支援事業計画や生活困窮者自立支援計画関係の情報提供を受けているところでございます。

問（11） これも、森市長の時代から入っているわけですがけれども、この情報というのは、メリットがあるのかというか、こういったものもインターネットで取れるような感じもしないでもないんですけども、その点はいかがでしょう。

答（人事） インターネット等でも取れる情報もございますが、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て関係の国の施策をいち早く福祉自治体ユニットから情報提供を受けることができます。例えば、夢のみずうみ村の藤原代表だとか、国立長寿医療科学の福島富士子さんといった方も福祉自治体ユニットを通じてお会いして、御助言をいただいているような、

こういったところでございます。

問（１１） １００ページになりますけども、定員適正化事業の部分ですけども、人事情報総合システムプログラム修正業務委託料の内容を教えてくださいたいと思います、初めてです。

答（人事） こちらのプログラム修正委託でございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして、新たに予算計上させていただいているところでございます。

問（１１） そのマイナンバーのどういうところというのか、何が変わるのかというのをお願いします。

答（人事） 職員に個人ナンバーが設置されますので、そういった番号を付番して、税務署のほうに通知するだとか、各市町村のほうに特別徴収というふうで職員の給与から天引きさせてもらうんですけども、そういうところに各職員の番号を付番して各市町村に通知する、そういった利用を考えております。

問（１１） ということは、職員の個人ナンバーを税務署に知らせて、税金の関係もそういう形になる、市民税の関係もそういう連携するということでしょうか。

答（人事） そのとおりでございます。職員の番号が、そのマイナンバー法によって、付番され、通知をすることによって、取り間違えだとか、そういう間違いをなくすための取り組みでございます。

委員長 暫時休憩いたします。再開は、１３時ちょうどです。

休憩 午前 １１時 ５７分

再開 午後 ０時 ５９分

委員長 少し時間が前ですけども、午前に引き続き再開をいたします。２款総務費について質疑のある方。

問（１１） １００ページの１項７目の適正化の部分ですけども、職員の

研修事業の26年度の実績と27年度はどんなものを予定しているのか、お答えください。

答（人事） 職員の研修事業でございます。昨年よりちょっと予算が増加していますが、その増加の要因でございますが、名大減災連携研究センターの研修関係による増でございます。災害に対する専門的な知識と豊富な経験を積んだ職員の育成及び地域行動計画の策定や防災減災対策に取り組むための情報や資料の収集を目的としまして、平成27年4月から1年間、名古屋大学減災連携研究センターへ受託研究員として研修に行かせる。こういったものを予定しております。研修旅費として、年間33万5,460円、負担金として、56万8,000円を見込んでございます。平成26年度の研修の実績でございますが、さまざま研修をさせていただきました。例えば、自治大学校、地域リーダー養成塾、やねだん故郷創生塾などを行うとともに、各種階層別の研修を行っているところでございます。

問（11） ほかに目玉というか、防災のほかに何かあるかと思いますが、いかがでしょうか。

答（人事） 平成27年度は、特に本人のやる気につながる研修を行っていきたいと考えております。具体的には、主任、主査対象に意欲向上研修を行っていきたいと思います。

問（11） 102ページの広報広聴事業の印刷製本の部分ですけども、広報たかはまの印刷の件だと思いますけども、今回、27年度はどのようにされるのか、お答えください。

答（総合政策） 広報につきましては、今年度と同様、13,500部の印刷を行っていきたいと考えております。

問（11） 今、現在で約17,000世帯あると思うんですけど、こうした余りの方にはどうされていくのか、お答えください。

答（総合政策） 現在13,500部の印刷をさせていただいておるところですが、私どもこちらの部数で在庫が不足になったという事態が発生しておりません。どちらかというとも在庫が余っているという状況でございま

す。そういう観点から言いますと、広報が必要な方につきましては、行き渡っていると考えております。

問（１１） 安城では全ての世帯に配るという取り組みをしています。高浜市は余っているからといって、すべての世帯に配っているわけではないと考えますけども、渡して初めて市政のこともわかるわけで、そういう点ではいかがでしょうか。

答（総合政策） 情報が必要な方には行き渡っていると考えております。こういった現在の方法が効率的な財政運営に有効な手段であると考えております。

問（１１） １３，５００部の根拠はどのように理解したらいいんですか。

答（総合政策） 町内会に加入されている方、また、町内会に加入されていない方でも、公共施設に取りに行ってもらえば、こちら手に取っていただけるというような部数を合わせまして、１３，５００部という数とさせていただいておるところでございます。

問（１１） 町内会で配っている数、わかりますか。

答（総合政策） 施設に２００部程度配布しておることですので、１３，０００部程度が、町内会さんでお願いしているということでございます。

問（１１） そうすると、余っている分もあるという、先ほどの答弁にありましたけども、皆さん、本当にいらぬという話なのか、いるんだけど町内会にも入らずに、取り忘れていているという方もみえるかと思えますけども、そういう把握の仕方というのは、どうされているのか。

答（総合政策） 広報が必要だけど手に取ることができないといった苦情とか、そういったことは受けていない状況からしますと、必要な方には、行き渡っていると考えています。

問（１１） 情報という面ではもうちょっと積極的に、皆さんにさせていただきたいと思えますけども。次に移ります。広域行政推進事業のリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟負担金になりますけども、高浜市は、リ

ニアは通らないというのもありますし、これについて、リニアについてもJRが事業主体ということで、一般競争入札や契約の情報公開がされないということが明らかになっています。9兆円を使うもので、国も関与するという話ですけども、こうしたものに対して明らかにされないのはおかしいことで、土地の使用についても可能だと言われています。赤字になれば国が負担していくことになり、地方にお金が回らなくなるおそれもあります。この期成同盟を脱退すべきと考えますが、見解をお願いします。

答（総合政策） 確かに、リニアは高浜市を通るわけではございませんが、名古屋のほうへ来るということで、そこを中心とした経済的な波及効果は高浜市にも及ぶものと考えております。したがって、こちらに加入して、リニアを促進することは大きなメリットがあると考えておりますので、脱退をするという考えはありません。

問（11） 先ほど言った赤字を国が負担することになれば、地方にもお金が回らなくなるおそれがあると言っていますが、これについてはいかがでしょうか。

答（総合政策） はっきりとしたものではないものですし、国のほうが対応していただけると考えております。それにも増して経済的な波及効果が大きいと考えておりますので、リニア促進期成同盟会にそのまま加入していきたいと考えております。

問（11） 波及効果があるかどうかはわからない部分もあると思います。そういう点でもまだわからない部分もあるし、わかっている部分も大変無理な大型事業だと、私どもは考えていますので、ぜひとも脱退の検討も入れていただきたいと思います。次に、121ページ、地方公共団体情報システム機構負担金、26年度はなかったものですが、その内容をお願いします。

答（市民窓口） 先ほど質問のありましたマイナンバー制の事業の負担金という形になりますので、よろしく願いいたします。

問（11） 先ほども住民基本台帳ネットワークシステムの事業もなって

いますけども、これについては今までどのようなメリットがあったのか、市民の利用がどのようにされているのか、お答えください。

答（市民窓口） 住民基本台帳ネットワークにつきましては、市外の方の住民票とか、そういったものも勤務地でも取れるというような形でネットワークがつながっているものでございます。

問（11） その利用はどうなっているのか。たくさんあったのか、少なかったのか、それだけなのか、また別な利用の方法があるのか、お答えください。

答（市民窓口） 広域の住民票の発行ということで、平成26年度では8件、いろんな広域の承認だとか、転出だとか合わせていきますと、全部で148件、そのぐらいの利用がありますので、有効なものだと思っておりますけども。

問（11） 1年で、ですか。

答（市民窓口） 1年では、広域の交付が8件になっております。

問（11） 1年1年で見えていくとすごく少ないように感じますけども、これは本当に役に立っているのか、少し疑問になりますけども。

答（市民総合窓口センター） 確かに高浜での直接の利用は少ないかもしれませんが、このシステムを使って全国的にはさまざまな利用がされているのは事実でございます。例えば、私どもが東京に行って住民票がいるときに、このシステムのおかげで東京であっても住民票が取れるという形もございます。また、今、e-Tax（イータックス）、いわゆる、税の申告につきましても、この住民基本ネットワークシステムを通じて、電子申請の実現が行われている現状でございますので、一つ一つ高浜で何件というよりも、全国レベルの中で通信回線を通じたサービスが提供できている、そういう基盤があって、さらにこれを進めようというのが番号制だと考えていますので、御理解いただきたいと思えます。

問（11） 僕もe-Tax（イータックス）を初めにやろうかなと思って、やってみたんですけど、いろんな機具もいるし、結局やる必要ないか

などということをやめてしまったわけなんですけども、自分で書けばなんとかなるかなと。だから、そんなに困るといえるのか、それがどうって話か思えて……

委員長 あなたの御意見は差し控えて、質疑の部分でお願いします。

問（１１） １２９ページ、８項です。基金運用の部分ですけども、公共施設等整備事業の積立金が、２７年度は３４７万５，０００円と計上されていますけども、これについてはどのようになっているのか、お答えください。

答（財務） これにつきましてはアサヒサンククリーン高浜ケアハウスの賃借料として、月額２８万９，６０５円が歳入をされます。これにつきましては、今後のサンククリーンの施設の維持補修を含めてですが、市全体の施設の維持管理費として、公共施設等整備基金に積み立てているものでございます。

問（３） 予算書の１０９ページのみんなでまちづくり事業について、仮称で自治基本条例検証委員会委員謝礼とあるんですが、３７万３，０００円、こういった意味合いで謝礼がついているのか。委員会を立ち上げるということですけども、その辺の説明をお願いします。

答（総合政策 主幹） 自治基本条例は第２４条におきまして、施行の日から数えて５年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせて、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行うこととされております。来年度がちょうど施行から５年目に当たるということで、市民を交えた検証委員会を立ち上げまして、これまでの取り組みの振り返りや、条文改正の必要性などについて、市民意見を交えながら検証作業を進めるために、この委員会を立ち上げるということでございます。

問（３） 委員会を立ち上げて、こういった方を構成として、メンバーをやっていくのかということと、条例の見直しは必要と判断された場合に、こういったふうに実施されていくのか教えていただきたいのと、５年後と

いうことだったんですが、今年委員会自体を立ち上げて、その後、来年、再来年度とか、常設なのか、また、次の5年以内に、見直しのために委員会を立ち上げていくのか、そこら辺、御説明お願いします。

答（総合政策 主幹） まず、委員会の構成メンバーとしては、学識経験者1名、市民5名、副市長の合計7名を予定いたしております。自治基本条例の見直しにつきましては、検証の結果、見直しの必要があると判断された場合に行ってしまうと考えております。それから、委員会が常設のものかということですが、来年度1年度限りということ考えております。

問（3） 113ページの1項16目、防犯カメラ設置工事費184万8,000円、ここら辺の設置箇所の選定方法とか、台数がもしわかっていたら教えていただきたい。

答（都市防災） 防犯カメラの設置箇所、数でございますが、今のところ市内の名鉄の駅、吉浜駅に1つ、三河高浜の東口と西口に1つずつ、そして高浜港のほうに1つ、合計で4つの防犯カメラの設置を予定いたしております。

問（3） 今、吉浜駅と三高が2つと港が1つということなんですけど、基本的には、自転車とかの盗難なのか、それとも去年、港のところでも事件がありましたけども、そういったものも含めて、全体的に駅周辺がおさまるようなものなのか、詳しく教えてもらえたらと。

答（都市防災） 基本的には、駅全体をカバーしたいと考えております。駐輪場につきましては、吉浜駅と港駅には名鉄協商さんが防犯カメラを設置していただいておりますので、私ども、先ほど3番委員が申し込まれたように、昨年の港駅の犯罪、その辺をかなり意識させていただいた総合的な対策、犯罪抑止を目指しております。あわせて碧南警察からも、防犯カメラの設置については要請を受けておりますので、その対応も含めてという形になります。

問（1） 予算書の102ページ、2款1項8目、1の広報広聴事業につ



いてお伺いします。この事業の中で、広報原稿準備業務委託料はさきの予算委員会や決算特別委員会でも、ほかの委託料と比較しても割高であると指摘をさせていただきましたが、そのことを踏まえ、平成27年度当初予算で、どのように改善していただいたか教えてください。

答（総合政策） この件につきましては、何度か質問をいただいております。その中で、私ども、ほかの業者にも御相談をさせていただいたことがあります。例えば、印刷業者と一体的にやっていただくと、これが比較的安価にできるのではないかと、そういったことも考えまして、業者の方に相談させていただいたこともあります。その中では、行政が逐一指示をしていただかないと責任を持った仕事ができないというようなお話をいただいております。このことを総合的に考えてみますと、結局、私どもが要求するような水準に達しない、例えば、校正ぐらいで終わってしまうような内容になってしまうのかなど。見積もりが出てきたところで、おそらく安くても、私どもがお願いしたいというような範囲ではないだろうというところで、見積もりをとるまでには至らなかったという経緯があります。そういうところを考慮いたしますと、この広報の作成の準備作業というのが、例えば、この元原稿に対してこの部分は削除できるだとか、この元原稿とこの元原稿をあわせてレイアウトしたほうがより効果的だとか、そういったことに対しては、専門的、今までの経験を活かしたものでないとなかなか難しいのではないかなというような考え方をしている状況でございます。

問（1） 考え方はいろいろあると思います。今回もう一度指摘させていただきますが、この委託料は、まだまだ改善の余地があると、私は思いますので再考をよろしく願いいたします。次に、予算書の112ページ、2款1項18目の事業1の防災対策事業、主要新規事業の概要でいうと9ページについて、お伺いをさせていただきます。防災資機材を全保育園、幼稚園、小中学校、福祉避難所で同時に予算計上していただき、大変よいのでございますが、主要新規の概要等の事業実施スケジュールで、各担当グループにおいて入札契約事務、資機材配布等を実施と記載してあります。

私は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ購入資機材が同じもので重なっていれば、1つのグループが一括して購入すれば、経費等も効果的になると考えております。また、購入時期も担当グループごとではばらつきも出てくると考えますし、災害資機材ということもございまして、購入配布時期は早めの第1四半期に購入していただきたいと私は考えますが、いかがでしょうか。

答（こども育成） ただいまの防災資機材の購入について、こども育成グループが担当します保育園、幼稚園、また、学校経営グループが所管します小学校、中学校におきましては、この主要新規事業にもありますように、ヘルメット、防寒用レスキューシート、トイレ凝固・衛生袋セットと同様の品物を購入していく部分もありますので、そういった部分につきましては、一括発注をして、それぞれの担当グループがお金としては支払いをしますけども、購入としては一括する方向でやっていきたいと考えております。早期に必要なだということもありますので、購入の時期も、防災の絡むことですので、早期の発注をしていきたいと考えております。

問（1） そうするとこの主要新規事業の概要で、9ページで下のスケジュールが書いてあるんですけど、こういったところも、そういう計画であれば、例えば、第1四半期までにしっかり購入するという、資機材配布等を実施と書いていただけると、さらにわかりやすかったかなと思います。ぜひ、縦割りではなくて、横断的で効率的な購入をしていただきたいと思います。また、防災資機材の購入は、早い方が早いほどよいと考えております。市民の皆さんの安全安心のため、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

### 3 款 民生費

委員長 質疑を行います。

問（15） 3 款、141 ページ、主要新規ナンバー6 の生活困窮者自立支援事業ですけれども、まず平成27年度4月から新たに支援法が実施されるわけですけれども、この2年前に実は改正生活保護法と同時に成立しております。既に改正生活保護法のほうは実施されておりますけれども、この改正生活保護法とこの新たな自立支援制度の関係、関連性、それと2点目が、平成26年度、市においても自立支援法実施に向けた取り組みを行ってきたわけでありましたが、どの点に重点を置いて実施されてきたか、まずこの2点についてお願いいたします。

答（地域福祉） まず1点目、2年前の改正生活保護法と今回の生活困窮者自立支援法との関連性ですが、原則、生活保護法では、生活保護につながっている方に、今後、就労支援とかも含めて、なるべく自立につなげていくよと。そこで生活保護を脱せるようにしていく、そういった狙いがあったかと思えます。今回の生活困窮者自立支援法につきましては、生活保護に至る前の段階、その方たちを早めに就労等支援していくことによって、生活保護に至らないようにしていくというところが狙いかなと思っております。ただ、今回、任意事業で学習支援事業というのがございますが、これにつきましては、あくまでも貧困の連鎖を断ち切るという狙いがありますので、この事業につきましては、生活困窮者自立支援法で規定をしておりますが、生活保護の受給世帯のお子さんたちも対象になるということですので、よろしくお願いいたします。2点目の平成26年度重点的に取り組んできたことですが、まず1点目として、まずは平成27年度からの必須事業でございます、自立相談支援事業ですね。これが、あくまでも入口の部分ですね。そういった生活困窮の方の相談を受け付けて、その方のアセスメントをとって、それで支援計画をつくって、つなげていくということなんですが、そこをまず設置をいたしまして、まだ、職員もそのやり

方等、ノウハウ等がございませんので、そのノウハウ等の蓄積をして体制を整備するという、いわゆる人材の育成、そこに重点を置いてまいりました。もう1点は、生活困窮者の制度自体が、福祉だけでは取り組めないという部分がございますので、全庁的な支援体制、そういったものの構築に向けての検討を始めております。

問（15） さきの改正生活保護法と今回の支援法、関連性がよくわかりました。それから、今回、いろんな支援の内容が主要新規事業の中に書いてありますけども、何種類の内容があるのか。それから、当然、この相談に来られる方はいいんですけども、当然、中には相談にもみえない、また、来たくてもなかなか来られない方もみえると思いますので、むしろそちらのほうが大切だと思うんですけど、そういった対策をどう考えてみえるのか、2点について。

答（地域福祉） まず今回の事業の種類ということですが、必須事業としまして、自立相談支援事業、住居確保給付金制度、2つが必須事業であります。あと、高浜市が取り組むのは任意事業として、就労準備支援事業、これは、一般就労がすぐには難しい方に対して訓練を行う事業でございます。それから、家計相談支援事業、これは収入はある程度ございますが、ただ、家計がうまくできていないことによって困窮に陥っている方に対して、家計を何とかしていこうという、そういった事業です。それともう1点が、学習支援事業ということで、子供さんに対しての学習等、もしくは、生活改善等を行う事業。この3つを行う予定でおります。あと、相談にみえていない方、そういった方をどう支援につなげるかということですが、これも先ほど申しました全庁的に、今、検討を行っております。福祉だけではなく、ほかの行政機関の窓口におみえになった方でも、ちょっとこの方心配だなということがあれば、そういった情報を福祉に積極的に流していただくと、そういうようなことで相談にみえない方に対しても、何とかアウトリーチをかけて、早めに支援につなげていくようにしていきたいと思っております。

問（15） 今の支援の内容について、必須が2項目、あと、高浜におきましては、3つの任意ということでもありますけども、任意のほうのメニューは結構あるんですか。

答（地域福祉） やはり、必須事業のほうですと、入口の部分なんですね。入口で相談につなげたとしても、出口部分がないとなかなか自立につながっていかないと考えておりました、この任意事業をやることで、自立につながっていきけるととらえておりますので、よろしく願いいたします。

問（15） 言い方が悪かったかもしれませんが、ほかにもメニューありますか。

答（地域福祉） ほかには、法律上で定まっているもので、生活困窮者一時生活支援事業がございます。これは、住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間、そういった部分での支援を行う事業がございます。

問（15） 今回、特に、学習支援事業がございますけども、今の時点で、生活保護世帯の中で、特に、中学生が何人みえるのか。それと、わかる程度で、去年とか、その前の年において、こういった家庭における高校進学率、もしわかれば教えてください。

答（地域福祉） これが10月末現在ですが、生活保護受給世帯で中学生が7人おみえになります。高校進学率ですが、去年の3月に卒業された方に対しては、高校進学率は100%でございます。

問（15） 学習支援事業におきまして、具体的にはどのような形で取り組んでみえるのか。特に、新規事業の中に、学習支援事業で受託契約とありますけども、これについてもお願いいたします。

答（地域福祉） 学習支援事業につきましては、勉強だけを教えるのではなくて、生活改善、食事とかもきちんととれていないようなお子さんも困窮世帯の中にはおみえになるものですから、そういう方に対して食事の重要性や生活面の改善も含めるのと、あと、高校の進学ですとか、就職へ向けて、御本人が希望を持って意欲的に取り組んでいただけるように、主体性や社会性等も身に付けていただくような取り組みを行っていきたいと思

っています。この事業につきましては、愛知県で、いろいろと子育て支援に取り組んでおりまして、学習支援も行っております、また、高校生のお子さんを対象にしたインターンシップ等、キャリア教育を重点的に取り組んでおみえになるNPO法人がおみえになりますが、そこをお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（11） 133ページお願いします。いきいき広場管理運営事業でマシンスタジオの利用実績、お願いしたいと思います。

答（生涯現役まちづくり） マシンスタジオの利用実績でございますが、平成24年度が4万938人、平成25年度が4万5,393人、今年度でございますが、5万1,300人程度の利用を見込んでおりまして、昨年度と比べまして約6千人の増という状況でございます。

問（11） 65歳以上の方は100円利用料をいただいているということですが、無料にするということは考えられないのか、お答えください。

答（地域福祉） 一切考えておりません。もともと無料だったのを100円いただくようにしましたので、それをまた無料に戻すことは考えておりません。

問（11） 無料から100円にしたいきさつ、理由をお願いします。

答（地域福祉） 1点は、受益と負担で、65歳以上の方であっても利用料をいただく必要があるだろうということと、また、マシンスタジオの機械をリニューアルしまして、よりサービス向上に努めたということもございまして、100円をいただくようにいたしました。

問（11） これも、介護にかからない予防の意味でも進めていると聞いていますけども、そういう考えであれば、無料にしてもいいと考えますけども、いかがでしょうか。

答（生涯現役まちづくり） そもそも健康増進法の中では、御自分の健康を御自分で守っていただくのは、国民の責務であると謳っております。私ども、健康増進のためのさまざま施設等も持っておりますけれども、基本

的には、受益者負担を原則にお願いをしておるところでございます。実際に、マシンスタジオも無料から有料に切りかえた際に、高齢者の利用者さんの数が減るかなと思っていたのですが、実際は、今、健康に関心を持たれる高齢者の方がふえておりまして、増加傾向にあるということでございます。

問（１１） 受益者負担という考え方は、国民の権利としては相容れない部分があって、それについては難しいかなと思います。次に、地域福祉活動応援事業の地域福祉活動補助金について、３，８７９万８，０００円はどのような活動に補助を出すのか、お答えください。

答（地域福祉） この補助金につきましては、高浜市社会福祉協議会に出している補助金でございまして、社会福祉協議会というのは、地域福祉を推進していく役割を担う団体ということで、その人件費等に補助金を出しているものです。

問（１１） 実際には、どのようなことをお願いしているんですか。

答（地域福祉） 社会福祉協議会については、例えば、市のほうから安心生活応援プランを委託し、その中でコミュニティソーシャルワーカー、そういった方たちが地域に出て、地域の中での支え合い活動を促進していく取り組みを行っているだとか、共同募金の取り組みだとか、または、市内において、いろいろと介護保険、障害サービスの事業等もいろいろ取り組んでいただいておりますという状況です。

問（１１） １３５ページの権利擁護推進事業の委託料、権利擁護支援センター運営委託はどういうところに委託されるのか、また、２６年度では６８６万６，０００円だったんですけども、２７年度１，０１６万５，０００円となっています。何か追加の契約があったのか、内容を教えてください。

答（福祉まるごと相談） センター委託でございますが、地域福祉を担うという部分で、社会福祉協議会へ委託してございます。昨年からの増加分につきましては、センター職員を１名から２名に増員した部分でございま

す。

問（１１） １４３ページ、認知症早期発見事業で臨時職員の賃金がなくなってしまうようですが、どういうことでしょうか。

答（保健福祉） 認知症早期発見事業につきましては、平成２６年度から国立長寿医療研究センターとの共同事業で認知症予防の取り組みを始めておりまして、こちらを中心にやっていくということで当初臨時職員の保健師をつけておりましたが、その分はとりやめて、こちらに集中していくということで、今回、予算を組ませていただいたものです。

問（１１） そうしますと、委託料のほうで認知症予防体制構築業務委託料になるんですか。

答（保健福祉） こちらの５４０万につきましては、国立長寿医療研究センターに委託する事業でありまして、臨時の保健師の賃金がこちらに移ったというものではありません。

問（１１） 次に、１２の精神障害者医療事業で、扶助費の精神障害者医療扶助費が２６年度は２，３２０万円でしたけども、２７年度は１，９３８万円、少し減額されていますけども、この根拠をお願いします。

答（市民窓口） 平成２６年度の実績見込みによる積算でございます。

問（１１） 次に、１５１ページ、保育園管理運営事業の民間保育所運営委託料、６億４，７６３万６，０００円の内訳をお願いします。

答（こども育成） 民間保育所運営委託料ということで、高浜市内にあります民間保育園の７園分、昨年度は８園だったわけですが、今年度は、翼幼保園分が扶助費という形で施設型給付費に移っておりますので、翼分を除いた７園分という形になっております。その上で、さんさん保育園さんは３歳児が来年度ふえるというところでのその分の増と、ひかりこども園につきましては、認定こども園であった分が、認定こども園をとりあえず、一旦、そのまま継続するのを見送るという形になっておりますので、その分、市のほうに保育料が入ってくる形になりますので、その分が増加する形で、この金額になっております。



問（１１） 内訳というか積算の根拠をお願いします。

答（こども育成） まず、高浜南部保育園分が１億６４２万５，３２０円、中央が１億２，００８万３，５３０円、よしいけが１億８１３万１２０円、吉浜が８，４３６万２４０円、ひかりが９，７５２万３，６００円、さんさん保育園が８，４４９万６，８６０円、あおぞらが４，６６１万５，６８０円でございます。

問（１１） 民間の保育所では正規とか保育士の内訳、把握されているのかお答えください。

答（こども育成） それぞれ運営費を算出するにあたっては、それぞれの職員体系を市に届け出ることになっておりますので、その部分では市としては把握しておりますけれども、今の各園の内訳については、今、手元に持ち合わせておりませんので、御承知おきください。

問（１１） 資料要求しておきたいと思います。あとをお願いします。

問（１５） 質疑が複数にまたがる場合は、何項目かは、まとめてやるよう提案したいんですけど。

委員長 よろしくをお願いします。

問（１１） 次に１５５ページ、家庭的保育推進事業ですけども、保育士の資格を持っている方の配置はどのようになっているのか、保育の体制はどうなっているのか、今の状況を教えていただきたい。１５７ページの放課後児童健全育成事業の児童クラブ業務委託料は、前年度と比べてふえていませんけども、６年生まで対象を広げるとなると指導員もふやすことになるのではと思います。増額も必要ではないかと思っておりますけども、見解をお願いします。

答（こども育成） 家庭的保育の体制ですが、ただいま家庭的保育で、５カ所やられている中で、市民団体が３施設、保育所実施型で２施設、やられています。保育所実施型につきましては、保育士資格をもった者が実施しているということでございます。その他の３か所については、市のほうで、認定研修を受けられた方がやられているということで、一部、市の行

った基礎研修、補助者として必要な研修をやられている方はいますけども、基本的に、どの施設もほとんどの方が認定研修を終わられた方がやっておられるということで、1施設ごとの細かい数字は、今、持ち合わせておりませんが、1施設、大体7名前後でやられているというところがございます。また、児童クラブにつきましては、昨年度と大きく額が変わっていないではないかというところで、昨年度より若干ふえているんですけど、このふえているのは、今回、支援員というところで、常時、どの時間帯でも2人を配置する必要があるというところで、その分がふえているというところで、定員につきましては、昨年度と変わらない中で小学校高学年については、児童センターのほうの受け入れでセンターキッズ等仕組みを設けて、児童センターの中で高学年の子供たちも受け入れていくという仕組みの中でやっておりますので、児童クラブ全体では、その定員枠を広げているわけではございませんので、そこのところでの増加というのは、支援員の体制のところかふえた部分と東海児童クラブが開園時間が伸びたというところの増でございます。

問（11） 保育の体制は保育士も入れるべきかなと思いますけども、見解をお願いしたいと思います。

答（こども育成） 家庭的保育につきましては、国の制度におきましても保育士または保育士と、同等の市が認定する資格をとるところも認められております。その中で市としては、地域の子育て支援に協力していただける、また、市の研修をしっかりと受けて、保育に対する知識等を得ている方にやっていただいているというところで、平成12年度からこれまでずっと行ってきております。今後につきましても、地域の力というのをお借りしながら家庭的保育というものを、国の制度、または、それに伴って市で定めた基準に見合った形で、実施していきたいと考えております。

問（11） 家庭的保育の部分は質の問題も不安になるようなところもありますけども。最後に、生活保護費、163ページです。扶助の生活保護費は少しずつふえる傾向にありますけども、どのような見解をお持ちでし

ようか。

答（地域福祉） ここ2年ほど増加傾向にございますが、先ほども言いましたように、今回、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援を行っていくことで、なんとかここは減らしていくようにしていきたいと考えております。

問（3） 予算書の155ページ、家庭的保育推進事業の地域型保育給付費で4,757万9,000円、財源や市の負担額について、どう変わったのか教えてもらえませんか。

答（こども育成） この家庭的保育の4,757万9,000円ですが、この財源内訳は国の負担が2,111万8,000円、県の負担が1,055万9,000円となりますので、市の負担額は1,590万2,000円となります。平成26年度の家庭的保育の運営費に係る当初予算額は5カ所分、2,035万9,000円で、全て市の負担でまかなっておりました。よって、平成27年度予算においては、前年度予算より市の負担は445万7,000円減少しております。しかし、全体としては運営費に使用できる額がふえていますので給食対応等が可能となっております。

問（3） 例えば、民間の保育園なんかと比べて保育料とかも、少し高いというのもあったと思うんですけども、その保育料だとか、例えば、待機児もまだみえますので、そういった面での運営面等も家庭的保育の部分で、何か変わってくる部分は出てくるんですか。

答（こども育成） 運営面でいきますと、保育料という部分ですが、これまで一律であったところを、ゼロ歳児3万5,000円、1、2歳児3万円だったところが、市の保育料と同等になるという部分と多子減免等の減免規定につきましても、保育料と同等という形になりますので、そういう面でいきますと保護者の費用負担の部分は軽減されてくるかなと思っております。また、先ほど言った給食も提供されますので、利用者にとっては、今までの家庭的保育よりも利便性という意味ではしっかりその分は向上し

ていくかなと思います。保育そのものにつきましては、これまでもスタッフが研修等で身に付けた知識を生かしながらやってきておりますので、その部分については引き続き継続していき、家庭的保育としてのよさを生かしながら運営に携わっていただきたいと考えております。

問（３） 利便性が上がるということは、もちろん使いたいと思う人も出てくると思うんですけども、その辺は、窓口に来ないと情報として得られないのか、それとも広報とかで出てくる、周知されてくのかと、そこら辺は、どういうふうに進んでいくんですか。

答（こども育成） 既に、平成２７年度に向けた保育園等の入園説明会は１０月にやっていく中で、その中で、保育を希望する保護者の方につきましては、こういった制度も変わってくることを踏まえて、既に親御さんには、こういった家庭的保育が変わってきますよということは周知させていただいておりますし、常にこども育成の窓口には、保護者の方が直接相談にみえる方が多いですので、その方々には、当然、そういったところは周知しながら、いろんな保育サービスの選択ができますよというところは示していただいているところでございます。

問（１） 予算書の１３２ページ、３款１項２目の事業４の地域福祉活動事業補助金について、お伺いします。平成２６年度に比べ５００万円程度予算額が増額していますが、その理由を教えてください。

答（地域福祉） 増額の理由ですが、これは人件費のアップに伴うものでございまして、社協のほうで、ここ３年くらいで事業がかなりふえてまいりまして、管理するのが大変になったということで、今回、管理職職員１人を社協のプロパーの職員として、採用する予定でございまして、その分の増額でございまして。

問（１） この補助金のうち、社会福祉協議会事務局の人件費にかかる人数と金額を教えてください。

答（地域福祉） 人件費の総額ですが、３，４３３万４，０００円ほどでして、人数としては、正規職員が５名、臨時職員が２名の７名分です。

問（１） 本市の社会福祉協議会は、地域活動において欠くことのできない重要な役割を担っています。一方では、民間の社会福祉法人ということでございますので、自主性と自立性を十分に確保することは必要不可欠だと思います。高浜市として、社会福祉協議会の自主財源の確保と対策について助言等を行っていただき、補助金の適正化についてさらなる検討をお願いしたいと思います。次に、予算書の１４２ページ、３款１項１２目、事業２の精神障害者医療事業の精神障害者医療扶助費でございますが、西三河６市の精神障害者１、２級の方への医療費助成状況を教えてください。

答（市民窓口） 碧南市が全疾病を対象に、通院の場合は１、２級者、入院の場合も１、２級者。刈谷市も碧南市と同様、全疾病患者対象で、通院が１、２級、入院も１、２級です。安城市も同じで全疾病対象、通院１、２級、入院１、２級。知立市も全疾病対象の通院１、２級、入院１、２級という状況です。

問（１） 高浜市以外の市は、全て入院費、通院費ともに医療費の自己負担額全額を助成しているということなので、高浜市においては、財政的に厳しいということは十分理解しておりますが、この部分は近隣自治体と同様の医療費補助を要望しておきます。最後に予算書の１５１ページ、３款２項２目、事業２の保育園管理運営事業でございますが、平成２７年度における待機児童の状況等を教えてください。

委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 ２時０５分

再開 午後 ２時１５分

委員長 会議を再開します。

答（こども育成） 先ほどの平成２７年度の待機児童の見込みはということですが、現時点は調整中ということではございますので、確定した数字というのはまだわからないんですけども、２月６日までにあった入

園申し込み、そういったところの調整で、その時点では、一応、2人という人数が出ております。また、転入等の期間外の申し込みですとか、また逆に、保護者さんの都合で入園を取りやめる方もいますので、最終的な数字としてはまだ固まっておりませんので、あくまでも参考の数字ということで御承知おきください。

問（1） 待機児童の状況とも密接に関連すると思いますが、本市の親が、育児休業中における在園時の取り扱いについて教えてください。

答（こども育成） 育児休業中の保護者に対する対応ですが、基本的に、育児休業中は家にいる状態でございますので、お子さんを親が見れるということになりますので、保育の必要性はないという形にはなっております。ただ、今までの国の通知にもありますように、育児休業中におきましても、子供の環境変化とか、集団保育の必要性とか、そういう部分を鑑みて、小学校入学前の児童等につきましては、継続入所を認めていくような措置を考慮してやっていただきたいというのが国の通知でありました。今回、新制度の中では、それが基準の中に盛り込まれたというところで、育児休業中の保護者の児童につきましては、基本的に、小学校入学を踏まえた状態の中では継続入所をしていくというところが、国の考え方としてあります。高浜市は、その通知の以前からこれまでも育児休業中につきましては、そういった状況を鑑みまして、3歳以上児の部分については、集団保育の必要性というところから、これまでも継続入所を認めているというところがございます。逆に言いかえてしまうと、3歳未満児のところについては、育児休業に入った時点では退所いただいているという現状でございます。

問（1） 御答弁された考え方も理解できるのですが、一方で、せっかく園生活に慣れたところに退園となれば、保育の中断という問題もあり、3歳未満児についても育児休業中の間、在園させてほしいという声を多数聞いております。ぜひ、碧南市同様、出産した児童が、満1歳を迎える日までに母親が育児休業から復帰する場合は、児童は継続入所できるよう要望しておきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

#### 4 款 衛生費

委員長 質疑を行います。

問（11） 171ページ、地域医療振興事業、刈谷豊田総合病院高浜分院に補助している分ですけども、今回、高浜分院の経営状況はどうなっているのかお答えください。

答（保健福祉 主幹） 先月行われました高浜分院の運営協議会におきまして、豊田会からは、平成26年度の決算の見込みの数字をいただいております。今年度は、経常損失で1億7,900万円程度の赤字の見込みとなっております。

問（11） この問題が、ずっと赤字なんですけども、この点はどういうふうに改善されていくのか、どういうふうに協議されているのかお答えいただきたいと思います。

答（保健福祉 主幹） まず、外来につきましては、なかなか患者が戻ってきていないというのが現状ですが、今、高浜分院としては、健診に力を入れておりまして、特に、期間従業員健診を始めたことによって、健診患者はふえてきております。健診患者がふえることによって、二次検査等へつながってまいりますので、その部分での外来患者の増加を狙っております。また、入院につきましては、現在病床利用率が常に95%を超えておるような状況でございます、ほぼ満床の状況であると言えます。したがって、今は外来の、主に健診のところを力を入れて、収支の改善に努めておるといところでございます。

問（11） 外来も、健診だけはふえているということなんですけども、診療科目もふやしたり、医師をふやしたり、という面ではいかがでしょうか。

答（保健福祉 主幹） 医師につきましては、今、なかなか常勤医については確保が難しい状況でございます、昨年度末と比べまして増減なく、現在6名の常勤医でございますが、非常勤の医師につきましては、昨年度末8名であった医師が、今年度増加をしてまいりまして、現在12名の非常勤の医師、4名の増となっております。さらに4月から健診の医師を増員しまして、さらなる健診体制の充実が図られるという予定をしております。

問（11） 健診ふやすということなんですけども、その実績は、どういうふうになってきているのでしょうか。また、外来の患者も、どういうふうに移しているのか、お答えください。

答（保健福祉 主幹） 健診の患者につきましては、今年度の数字でございますけども、総健、ドック合わせまして1月末現在で、既に5,735名でございます。当初予算の段階で計画しておりました15%ほど上回っているような状態にして、順次ふえておるといような状況でございます。一方、外来の総トータルの数字でございますが、内科、外科、眼科、整形、どの診療科もほぼ横ばいの状況でございます、昨年度の数字の実績とほぼ変わらない患者数という状況でございます。

問（11） 横ばいということだと努力されてないのか、その点はどうされているのか、市長も理事として出ているということだと思いますが、いかがでしょうか。

答（保健福祉 主幹） 大学の医局から派遣していただいている医師が、特に眼科の部分を担っております。大学の医局からの医師の引き上げがあって、落ち込んでしまう時期も正直ございます。そんな中で何とかかやりくりをしながら、診療体制が市民の皆さんの御不便をかけないような形で、何とか維持をしているという状況でございます。



問（11） この赤字の解消が何年たっても進んでいないというのは、どういふことでしょうか。次に、177ページの墓地費のことですけれども、前回は聞いていますけれども、空きがないということですが、どのような方策をとるのか、政策お願いしたいと思います。

答（市民生活） 市営墓地の状況でございますが、これは、現在所有されている方の状況で、本年度はたまたま3区画ほど改葬により空きがございまして、つい先日、抽選をさせていただいて、新しい方が利用していただく形になってございます。また、現時点でも1件ほど空きが出る予定をしておりますので、そういった形で、市営墓地の規模でございますが、今、墓地そのものを御要望されている方がたくさんいるわけでございますが、やはり、まだまだ民間の墓地やなんかでも御相談を受けているわけでございますが、そちらのほうでも御相談を何件か受けていると、このような状況でございますので、おそらく市営墓地を新しく建設せよというお話かと思いますが、現時点では、そのような考えはございませんので、よろしくお願ひします。

問（11） 新たにということとは考えてないということですが、納骨堂という形にすれば、コンパクトでも、骨が預けられるということで、いつも提案しているんですけれども、そういう考えはありませんか。

答（市民生活） 納骨堂も市営墓地も同じものと考えておりますので、そちらのほうの建設も検討してございません。

問（1） 予算書の168ページ、4款1項2目、事業2の母子保健事業の妊婦・乳児健康診査費について伺います。近隣自治体においては、産後検診費が無料ということですが、本市においてもぜひ助成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答（保健福祉） 産後検診につきましては、産後ケアとして平成27年度4月からになります。産後検診を実施していきたいと考えております。また、対象者には、個別に御案内をさせていただき予定しておりますので、よろしくお願ひします。

問（１） 少子化の昨今とてもよいことだと思います。子育て世代にもさらに優しいまちづくりを期待しております。

問（５） １７７ページのごみ処理事業の不燃物の埋め立ての運搬業務委託料について、総括質疑で質問をさせていただいたんですけど、これまでの方法と比べ、どのような変更があるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

答（市民生活） 端的に申しますと、穴を掘って埋める方式からコンテナを置いて貯める方式に切りかえるということになります。少し経緯を御説明させていただきますと、今回、このような形をとった経緯でございますけれども、御承知のとおり１，０００平米以下の最終処分場については県の許可は不要でございますが、維持管理については県の指導を仰ぐという形になっております。３つ論点が出てまいりまして、本市の状況が、また新たな最終処分場を建設することは難しいということ。現在の不燃物埋立場が借地であるということ。３点目として、現在の不燃物埋立場に付随しております地下水を浄化して放流する施設があるわけですが、これが老朽化して、将来的に更新が必要になること。この３点が論点となりまして、その結果、総合的に、コンテナを置いたほうが将来的に安価であるという結論になりました。さらに、愛知県では災害時の廃棄物の中間処理場について、計画を策定するという動きがございます。その時に、今回のこのコンテナ方式を採用することによって、そういったことを試してチャレンジすることによって、将来的な県の動きにも対応できるのではないかと、このような結論に至って、今回、この方式を採用させていただいた結果になっています。

問（５） コンテナは種類ごとに設置すると思うんですけど、使いやすいようにやっていただけるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいことと、この委託料の中に運搬費、例えば、どこかへ、満タンになると処分すると思うんですけど、その辺の運賃までひっくるめた形で、委託料の中に入っておるのか。それと、ある程度、最終処分場の場所等をお聞きした

いと思います。

答（市民生活） まず、活用の方法でございますが、これは高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、処理できるものが規定されてございまして、いわゆる安定5品目といわれる内容を、おおむね30センチメートル以下に破砕されたものに限ると、条例上で規定されておりますので、このことから、4種類ほどのコンテナを貸していただいて、分別していただいて、投棄していただくと、このように考えてございます。2点目の委託料の内訳ですが、これは、搬入費と産業廃棄物として処理しますので、その処理費も実は含まれた金額となっております。ただし、何分、今からこれを試しにやっていくことですので、臨時的多量廃棄物等が1年の間に発生することもありますので、場合によっては見直しをすることが必要になるかもしれないと考えてございます。最後の最終処分場の候補地、跡地でございますが、先ほど申し上げました愛知県の災害廃棄物の中間置き場等の動きに合わせて、広域処理という観点で今のところ議論がされているところでございますので、このような議論を踏まえた上で、将来的な候補地等については、検討してまいりたいと考えております。

問（3） 175ページのごみ減量リサイクル推進事業で、リサイクルカレンダー仕分け配布業務委託料、リサイクルカレンダーは、ぺらぺらの1枚のものなのかなと、印刷製本費が24万5,000円計上されているんですけども、それと同じものなのか、教えていただきたい。

答（市民生活） おっしゃるとおりでございます。

問（3） 23年度に、分別一覧表を確か改訂されていたと思うんですけども、一覧表自体というのは、改訂される予定はあるのか。

答（市民生活） 23年度の、私ども分別便利帳と言っているんですが、実は、作成がほぼ完了してございまして、27年度早々に、全世帯配布をさせていただきたいと考えております。

問（3） ちょっと、いろんな拠点を回っていると、市の分別拠点ではなくて、碧南と高浜でやっている、衣浦衛生、あっちのほうへ持ち込めばい

いのではないかというお話を聞くんですけども、カレンダーだけとか、便利帳、今までのを見ても、何がどういうふうに再生されているのか、衣浦衛生組合に持っていく人からすれば、プラスチック包装容器なんかは、燃やしてしまうものですよという話をよく聞くんですけど、そこら辺、何に変わっているかというのも、しっかり反映を、わかりやすいようにしてもらえればなと思うんですけど。

答（市民生活） まさにおっしゃるとおりでございまして、皆さん、納得していただいて仕分けをしていただかなければいけないということで、今、御提案のあったことについては、広報誌等を通じて周知をしてまいりたいと思います。ただ、現時点で、まだ数字は確定してございませんが、衣浦衛生組合の話が出ましたので、その資料によりますと、昨年度と比べて、ごみの減量が、今、進んでおるという状況でございまして、大きな流れとしては、今の流れであっているのかなと考えております。

問（５） １７１ページの妊娠出産包括支援事業の継続の事業なんですけど、昨年度もやっておると思うんですけど、国庫支出金が半分くらい入っているんですけど、今年度からは、一般財源でやるということなんですけど、なぜ、一般財源で継続するのか、国庫補助金がもらえないのか、昨年とどう違うのか、それと近隣市ではこういった事業をやられておるのか、お聞きしたいと思います。

答（保健福祉） 今回、予算として上げさせていただいた分は、歳出を主に上げさせていただきました。この事業は、今後、補助事業となってくると思っておりますので、歳入として補助金が見込めた場合は、補正予算として上げさせていただく予定でおりますので、よろしくお願ひします。それともう１点、昨年度の違いにつきましては、平成２６年度デイサービスを行っておりました。これを平成２７年度はショートステイ、いわゆる、泊りの部分で充実をさせていただきたい。このように考えております。また、事業については、近隣市では、こういう事業を実施をされるというお話は聞いておりませんが、平成２６年度、高浜市と春日井市で実施をさせ

ていただいて、春日井市は平成27年度も同様に実施をしていくと聞いております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。

5款 労働費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。暫時休憩いたします。再開は、14時40分。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時39分

6款 農林水産業費

委員長 質疑を行います。

問（11） 181ページ、明治用水中井筋改修事業について、大変長い工事になっていますけども、蛇抜橋のあたりはいつごろまでかかるのか、お答えください。

答（地域産業） 蛇抜橋の付近の工事ですが、平成27年度につきましてはその下流にあります名鉄三河線が横断しております。その部分に関しまして、工事を実施させていただきます。その工事が単年で終わる予定では

ないものですから、平成27年度、それから場合によっては平成28年度まで時間がかかると思いますが、何卒、御協力のほう、よろしく願いいたします。

問（11） 183ページ、地域農政総合推進事業の特産物開催プロジェクトではどのような物を計画されているのか、また、今まで継続してきた物についても、お願いします。

答（地域産業） 特産物の開発プロジェクトにつきましては、3つの野菜を候補として上げさせていただきました。ジャンボ落花生とコールラビ、青なすでございます。そのうち、ジャンボ落花生につきましては、高浜市として、重点的に実施していきたいということで、落花生をつくっていただく農業者の方を募集させていただきました。今年度は32名の農業者の方が御協力をいただきまして、ジャンボ落花生をつくっていただきました。落花生は御存じのとおり、露地野菜でございますので、年に1回しかつくれないため、10月、11月の収穫時期を終わりますと、一旦、それで事業としては終わってしまうわけですが、次の平成27年度に向かいますは、現在、産直センターのほうに、総会にかけさせていただき予定でございますが、JAあいち中央高浜地区の落花生部会を立ち上げていただきまして、生産者部会の方々にジャンボ落花生をつくっていただく、形、仕組みをつくっていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7款 商工費

委員長 質疑を行います。

問（９） 主要新規の１０、説明書の１８７ページの産業経済活性化事業、用地測量業務委託と整地工事の内容と件数についてお尋ねをします。

答（企業支援） 豊田町三丁目地内の権利者のうち、今、現在、代替地を希望されている件数としましては、１３件でございます。そのうち土地分筆が必要となる件数が、３件でございます。委託内容は、これら代替地の境界測量及び境界の杭の復元測量と分筆登記を行うものでございます。また、整地工事としては、代替地のあぜの設置及び撤去や、作土を移動させる工事でございます。

問（９） 総括のときも豊田町三丁目につきましては、一応、御承諾をいただけたというお話も伺っております。ぜひ、しっかりと進めていただきたいと思います。続いて、１８９ページ、中小企業支援事業の産業経済活性化事業のうちの企業再投資促進補助金について伺いますが、平成２６年度と本予算との比較で、１億２６００万円程の増となっておりますけども、この内容を教えていただきたいと思います。

答（企業支援） 平成２６年度は、前年度に認定しました１件に対して補助金を交付したものでございます。平成２７年度では、平成２６年度に認定した３件に対して補助金を交付するものでございます。また、金額の大幅な増額は３件のうちの１件が限度額いっぱいとなっているものでございますので、１億２，０００万円の増額となっております。

問（９） これは愛知県の産業空洞化対策減税基金を原資としておるものだと思いますけども、平成２６年度までの実績と、今後の予定について伺いたいと思います。

委員長 質疑の途中ですけども、暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時４５分（東日本大震災に対する黙とうの実施）

再開 午後 ２時４８分

委員長 質疑を再開いたします。

答（企業支援） 平成26年度までの実績と、今後の予定についてということなのですが、平成24年度から平成26年度までの愛知県の実績は、採択件数が123件、投資額、約2,482億円、雇用維持創出数、約2万5,000人となっております。なお、高浜市におきましても、実績は、採択件数が4件、総投資額が43億円、雇用維持創出数が780人となっております。この制度につきましては、愛知県より平成27年度も減税基金に50億円を積み立て、制度を継続していくと聞いております。このことから、高浜市としても継続していく予定でございます。

問（9） 県の補助金ということで、実績が次につながると思います。ぜひとも、当局におかれましては、さまざまな情報収集をしていただいて、いち早い動きで、この制度につなげていただくことをお願いします。

問（3） 189ページの観光推進事業にあります負担金、70万9,000円、西三河8市Webルートガイド作成負担金について、教えていただけたらと思います。

答（地域産業） このWebルートガイドでございますが、実は、このシステム、当初予算に計上させていただいた時点では、8市でございましたが、今、現在、1市1町追加されまして、みよし市と幸田町が追加になりましたので、現在のところ10市町ということになっております。その10市町が共同で、この西三河エリアの観光スポットを車での周遊計画を考えている旅行者に対して、観光情報をウェブ上で提供するものでございます。例えば、西三河10市町に、車で旅行を考えている方々に対して、周辺の観光スポットを紹介しながら、それを回る最適なルートを提供させていただくものでございます。

問（3） 非常に面白いなと思って期待をしておるんですが、10市町ということで、みよし市と幸田町もふえたということですが、西三河のエリアというのは、非常に自治体が小さいところが多くて、対名古屋でしっかり考えていっていただきたいなと思いますので、ちょっと、御期待を添えさせていただいて終わりたいと思います。



問（１１） １８８ページです。コミュニティ・ビジネス創出支援事業ですけれども、２６年度の実績と２７年度の見込みをお願いします。

答（地域産業） 平成２６年度につきましては、現在３件の方々が事業に向かって進んでみえます。平成２７年度につきましては、その３件の方々のうち２件の方々が、補助金の申請をする予定でございます。

委員長 ほかに。

### 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、７款の質疑を打ち切ります。

### ８ 款 土 木 費

委員長 質疑を行います。

問（１） 予算書の１９３ページ、８款２項１目、事業１の道水路維持管理事業の小規模工事費４，５００万円でございますが、前年度当初予算においては５，０００万円の計上で、９月補正予算で３，０００万円追加計上している状況でございました。また、私の記憶では、ここ１０年間くらいの決算額は、およそ８，０００万から９，０００万円だったと思います。なぜ、平成２７年度当初予算額を４，５００万に減額したのか、その理由を教えてください。

答（都市整備） この小規模工事でございますが、議員の皆様、既に御承知だと思いますが、市内の道路等で穴が開いたりだとか、ガードレールが一部破損されたままになっているなどということで、緊急に対応すべき工事の事業費でございます。こちらにつきましては、当初予算ということで、年間にどれだけの事故が想定されるか、どれだけの破損があるかということ想定できないため、当初予算は比較的小さく見込んで、期の途中で大体１年間分の総額を見込んで、補正をしているという現状になっておりま

すので、今年度も調整の結果、ちょっと、若干少ないのですが4,500万円で初めていきたいと考えております。

問（1） 私は、小規模工事費は市民生活や安全に直結するものであり、事業の計画や進め方の観点からも、当初予算でしっかりと年間の必要額を計上し、緊急等、やむを得ない場合に、初めて補正予算や予備費の計上をするということが本来の姿と考えますが、財政当局いかがでしょうか。

答（財務） 財政調整基金や起債を活用して予算を組む中で、財源の配分をどのようにしていくべきか、ということは、財政の機能ということで考えております。小規模工事という1つの事業だけを取り出してみますと、確かに、金額は減少をいたしておりますが、予算は、各般の調整でもございまして、全体としてどのような形が最適であるかということも目指していく必要がございます。そうした中で、平成27年度は、修繕料と工事請負費につきましては、各部局から要求をされました案件について、予算編成会議のほうに付議をさせていただいて、予算編成会議の中で、全庁的な視点を取り入れて、予算の配分を行ったところでございます。そうした中で、4,500万円を計上させていただいたわけですが、緊急に発生する工事というものは、当初から見込めないわけでもございまして、先ほど委員御指摘のように、今年度は9月補正で3,000万円追加補正をさせていただいておりますが、年度途中で新たに生じた案件につきましては、それは補正予算の制度でありますとか、緊急性を要すれば補正予算の専決という制度もございまして、そういった既存の制度の中で対応を考えております。

問（1） しかしながら、毎年の実現として、ここ10年、私の記憶だと毎年、毎年、同じ補正額を上げているように感じております。なので、補正を前提とし、とりあえず当初予算を編成していると思われかねないので、私は、これまでの決算実績等を勘案し、しっかりと当初予算で年間所要額を計上するよう要望をしておきます。

問（5） 256と258ですね、用地取得の先行に取得する経費で債務

負担行為が3件くらいあるんですけど、土地開発公社に公共用地の先行は、わざわざ債務負担というのか、開発公社自体が15億、債務負担行為でやっているの、なぜ、わざわざここへ上げておるのか、ここら辺のこと。それと、あと、どこの用地なのか、そこら辺をお聞きしたい。

答（都市整備） ただいま御質問いただきました256ページ、258ページ、おのおの、高浜市都市開発公社にある公共用地先行取得に要する経費ということで、3件上がっております。そのうち、都市整備グループとしまして、2件のお答えをさせていただきます。256ページの用地取得費4,700万円の経費等につきましては、市道港線、横浜橋を渡ってすぐのところになります、実際の企業名ですと「神清」になります。あと、258ページ、用地取得費1,000万円の経費及び利息相当額につきましては、こちらは「山平」の用地取得費になります。おのおの、今回、土地開発公社で、用地の取得と保証をさせていただいておりますが、こちらの工区につきましては、愛知県の補助金をいただいている関係上、繰り越しができないという制約がございます。繰り越しができない上、やはり、建物の保証をし、建物を更地にしていただくという期間がどうしても繰り越しになることが多い関係上、土地開発公社によつての処理をしていただき、翌年買い戻すということになりますので、債務負担行為が発生しておるということでございます。5年の期間につきましては、必要に応じて、愛知県のほうと調整はしておるんですが、できる限り、翌年、買い戻しを進めていきたいと考えております。

問（5） これは県と調整してこういう形をもってきているということですか。

答（都市整備） 今回のこの2件に限らず、横浜橋を渡ってすぐの区間につきましては、基本的に土地開発公社で先行取得して、翌年、買い戻しをするというふうに進めております。これについては、愛知県と事前協議ということで、今年度も11月ぐらいから協議を進めて、了承していただき、事業を進めております。

答（こども育成） 258ページのもう1件の先行取得でございます8,580万円の部分でございますけども、こちらにつきましては中央保育園西側にあります。今、一部駐車場用地、園庭でも一部使っている土地でございます。そこのところについて、今は、一部が市の土地で、一部が個人地になっておりますけども、個人地の方から、こちらについて購入してくれないかと話があり、その方と12月ごろにお会いをしました。そのときに、今年度中に、できれば買ってほしいという依頼もある中で、そこでどのように買っていくかというところで、開発公社等との協議も含め、公社のほうで先行取得していただくという運びになったということで、こちらについては5年以内で買い戻すという手続きを踏んだということでございます。

問（11） 193ページ、市道新設改良事業の工事請負費の内訳をお願いしたいのと、市道港線も入っていると思われるんですけども、この全体的な市道港線の工事費は、どれぐらい今までかかっているのか。これからの予定とか、そういう点をお願いしたいと思います。

答（都市整備） 193ページの市道新設改良にあります工事請負費1,204万9,000円ではありますが、市道港線ではなくて、市道三高駅東線他1路線ということで計上しております。春日町のほうでもあるんですが、ちょうど駅をおりて高中に向かっていく道路、そちらのほうの一部道路改良工事を、雨水対策を含めた改良工事をする費用でございます。あと、市道港線のこれまでかかった経費は、市道港線の、市役所から行くと横浜橋を渡っての区間で、2カ所で工事を進めているわけですが、おおむねで、昨年、今年度で、だるま窯付近のほう、約6,000万円ほど、事業費、工事費は使っております。横浜橋を渡ってすぐのところの歩道設置工事につきましては、一部、300万円ほど工事費を事業費としては、使っている状況でございます。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

### 9 款 消防費

委員長 質疑を行います。

問（11） 207ページです。広域消防の消防事業費なんですけども、衣浦東部広域連合分担金なんですけども、年々多少変わると言うんですけど、26年度では4億6,019万9,000円でしたが、27年度では4億5,067万3,000円となっていますけども、この減額の理由だとか、消防士の数も気になる場所なんですけども、国基準に照らしてどのようになっているか、お願いしたいと思います。

答（都市防災） 衣浦東部広域行政圏の負担金につきましては、各年の衣浦東部広域連合の事業計画に沿って、各市の負担割合があります。一部共通経費ということで、均等割が10%、人口割が30%、所署職員割が50%、面積割が10%ということで、ハード整備があるときは非常に高くなりますけど、そういった衣東の事業計画によって、ここは変化してくるということで、今年度は昨年比べて低いということでございます。次に、職員数でございますけども、現在の衣東の消防職員数が359名という状況になっております。

問（11） 国基準に照らしてという面では、いかがですかね。

答（都市防災） 一律に国の基準がいくつという、今、手元に持っておりませんけども、若干、そういった数字と比べますと面積的にコンパクトということもありまして、人数的には少な目にあると認識しております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

#### 10款 教育費

委員長 質疑を行います。

問（13） 207ページの教育委員会運営事業費、ここで印刷製本費が増額してあるということ、そして、209ページの現職研修委託料、これも増額になっております。これについて、2点、理由と内容をお聞かせいただきたいと思います。

答（学校経営 主幹） まず1点目の印刷製本費の増額について、高浜市が育てていきたい生活習慣（礼儀や地域愛）・学習習慣（学習の心構えと読書）を地域、家庭、学校へ周知するために、来年度、カレンダー、ポスター、あいさつ運動等の横断幕をあてていこうと考えております。続きまして、2点目の現職教育委託料の増額について、まず、港小学校におきましては、平成25年度に3年間の研究委嘱をしました。本年10月30日に、市内外に、その成果を発表するために研究要項等の印刷製本費が必要となり、また、平成27年度には高取小学校を、新たに研究委嘱をしていきます。研究推進のための委託料として追加配分ではありますが、教員には職責を遂行するために絶えず研修と修養に努めなければならないと、教特法にも定められており、学校の教育課題を取り上げて、研究主題を設定し、教師が共同で取り組む研究活動を行っていくために、必要な委託であります。

問（13） 高取小学校への研究委嘱、今、研究主題というお話がございましたけれども、いくつあるのかよくわかりませんが、その辺、ちょっと、お教え願うとありがたいですけど。

答（学校経営 主幹） 実際に研究が始まるのは、平成27年度からであります。今の段階で、来年度に向けて、現在の研究主題から道徳を基盤に研究を進めていきたいとまでは伺っておりますが、詳しいことは、新年

度に入ってからということになるかと思えます。

問（13） 今、道徳というお話がありましたので、211ページ、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託とございます。その辺もひとつあわせて説明をお願いしたいと思えます。

答（学校経営 主幹） 本事業は、国の委託事業であります。道徳における多様で効果的な指導方法の工夫、改善について、実践研究するものであり、1年間の委託研究であります。研究実践校として、高取小学校に研究委託する予定であります。予算につきましては22万円ですが、国の委託ということで、60%以上は外部講師を呼んで、その謝金にあてるようにということできております。高取小学校は、この委託を受け、道徳の授業、子供たちの心を育てていき、道徳的実践力を高めていくことを3年間やっていくのではないかなと思っております。

問（13） 本当に、道徳はこういった社会の変化に合わせてながら、大変大事なところだと思っておりますが、今、お話の外部講師、この辺は、どの辺の方を想定しているのか、お願いします。

答（学校経営 主幹） やはり、現場で道徳の実践力のある方、もしくは研究を導いていただくために、大学の先生を考えております。

問（5） 215ページの高浜小学校の屋内運動場の耐力度調査業務委託料について、どのようなものか少し教えていただきたい。

答（学校経営） 耐力度調査は老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経過年数、立地条件などを総合的に調査しまして、老朽化の度合いを判定するものであります。高浜小学校の建てかえに当たり、国の補助金を受け取るための一つの要件として、耐力度調査の結果を示す必要があるため、実施を予定しているものでございます。具体的には、コンクリートコアの圧縮強度試験、あるいは、柱や、梁のはつり調査、建物、外壁などの亀裂調査などの現地調査を中心に実施しまして、調査結果を報告していただく内容となっております。

問（5） 今まで公共施設のあり方でこういった調査をやってきたと思う

んですけど、ここら辺がどう違うのか、わかったら。詳しくやるのか、国の求めている基準が違うのか。それでこれから、今年も公共施設のあれを国の基準に沿って作り直すというようなあれがあるんですけど、そこら辺のことはどうなっているのか。そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

答（行政） ただいま質問のありましたこれまでの公共施設のあり方の中で、調査をやってきたではないかというお話がありましたけども、平成25年度に、いわゆる老朽度調査ということで、こちらのほう実施したのが、目視調査、目視で見えております。したがって、ただいま答弁のありましたような耐力度調査までは、実施していないというのが実態でございます。

問（5） 同じく215ページ、小学校小規模工事費が、昨年比べて900万円ほど増額されているが、理由として工事内容等、少し教えていただきたいと思えます。

答（学校経営） 小規模工事のほとんどのものが老朽化、経年劣化により、法定点検等の指摘を受けての改修工事を予定しております。具体的には、衣浦東部保健所による食品衛生監視指導によりまして、給食室のトイレ、手洗い設備を改善するよう指導がありましたので、順次、改修を進めていきます。平成27年度は、高取小学校と港小学校を予定しております。また、浄化槽の法定点検で、改善指導があった高取小学校の浄化槽ブロアーポンプの取りかえを予定しております。そのほか、給食室のシャッター等の取りかえや、受電設備の取りかえ、そして、学校から要望のある、電話回線の増設なども実施してまいりたいと考えております。

委員長 質疑の途中ですけども、暫時休憩をします。再開は3時25分。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時25分



委員長 会議を再開します。

問（５） 小学校の情報教育基盤整備事業の中で、小学校教育用パーソナルコンピュータ及び学習ソフトウェア借上料が、２，３００万ほどやっとなるんですけど、昨年度に比べて、増額なっているんですけど、その理由等を、お教え願いたいと思います。

答（学校経営） 平成２６年度につきましては、高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校、翼小学校におきまして、当初の債務負担によるリース期間が終了しまして、再リース契約等による借り上げを行っていたため、通常よりも非常に低額な借上料となっておりました。平成２７年度からは、この４小学校においては、債務負担による新たなリース契約を締結したことによりまして、増額となっています。なお、この４小学校におきましては、タブレット型のパソコンを導入してまいりたいと考えております。港小学校につきましては、債務負担によるリース契約が、平成２７年度が最終年度となっておりますので、１年遅れてしまいましたが、平成２８年度より同様のタブレット型パソコンを導入してまいりたいと考えております。

問（５） タブレット型パソコンということですが、これは授業を行う上でどんなメリットがあるのか、そこら辺のことを少し教えていただきたいのと。パソコンと、若干、タブレットのほうが小さいと思うんですけど、そこら辺の影響やなんかがあるのかどうか、そこら辺のことも、少し教えていただきたいと思います。

答（学校経営） タブレット型パソコンの導入につきましては、各学校の先生で組織される情報ネットワーク委員会で、何度も議論を重ね、導入の方向性が導き出されました。メリットとしましては、一般的に言われていることではございますが、授業がわかりやすくなるので、子供たちの理解度が向上すると言われております。また、市内の小中学校の先生で組織する情報ネットワーク委員会でも、これまで勉強が苦手だった児童も、楽しめる授業内容になり、授業に積極的に参加できるようになることが期待できる。という意見もいただいております。タブレット型パソコンが小さく

なることよっての影響の度合いは、というお話でございしますが、これまで小学校におきましてデスクトップ型パソコンで、持ち運びができないパソコンで授業を展開してまいりました。これが、今後、子供たちが共同作業、要は、タブレット型パソコンを複数の児童で一緒に見ながら、議論したり、あるいは考えたりということが可能になるということで、共同作業も可能になってくるということで、非常に効果は大きいのではないかと考えております。

問（５）　　ということは、野外授業でも、ある程度使えるというメリットが出てくるんですかね。そこら辺のことは、どうですかね。

答（学校経営）　委員おっしゃるとおり、例えば、理科などの時間に、カメラの機能も付いておりますので、そういったタブレット型パソコンを屋外に持ち出して、いろいろな虫や、生物の写真を撮って、教室に戻って、またみんなで検証し合うということも、可能になってくると思います。

問（５）　　そういった活用もされるということですね。ソフトも、そのようなソフトや何かが入ってると思うんですけど、だんだん世の中進んでくると思うんですけど、私もタブレットは持っておるんですけども、なかなか使いこなせなくて四苦八苦しているんですけど、若い頃に、すぐに、うちの孫でもすぐ覚えるようなもので、こういった情報は、すぐ、多分、今後とも活用が、すぐできるような形になると思います。頑張ってください。

問（１１）　　２１１ページ、児童生徒健全育成事業の委託料、いじめ・不登校対策推進事業委託は、効果はどのように見たらよいのか。資料いただいた分で見ても、少し成果というか、ちょっと見られないというか、頑張っておると思うんですけども、不登校の部分で、成果がちょっと見えてこないように見えますけども、どういうふうにやっていくのか、お答えいただきたいのと。難しいということであれば、少人数の実施も検討に入れたらいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

答（学校経営　主幹）　まず、いじめ・不登校対策推進事業であります、

日頃、先生たちは子供たちの様子を見ながら、子供たちをなるべく発見して、早めに手を打つということをやっているわけですが、実際に、長期に休んだ子については、なかなか復帰をするのは難しい状況にあるわけですね。そうしたときに、やはり、事例研究をやる。皆でこの事例を協議していく中で、よりよい方向を探っていくということで、7校とも、助言者にスクールカウンセラーとか、要は、教育センターの専門の先生を呼んだりとか、という形で事例研究にあてるのが、このいじめ・不登校対策推進事業であります。それから、少人数学級を、というお話であります。これは、さきの一般質問でもお答えさせていただきましたが、当面としては、少人数学級は国や県の施策と合わせて、4年生以上につきましては少人数指導とトータルで考えて対応していきたいと考えております。

問（11）　なかなか不登校が目に見えた成果が、なかなか見えないというのも気になる場所ですけれども、やはりきっちりと進めていただきたいなと思います。次に、217ページ、小学校教育振興事業なんですけれども、221ページの中学校にも言えるんですけれども、図書購入費が少し気になります。近隣市の状況、また、全国的な状況、比べていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

答（学校経営）　図書購入費につきましては、近隣市の状況というのは、現在、把握しておりません。ただ、図書購入費、市立図書館のほうとも連携しまして、学校のほうからも要望を出して、本を購入したり、あるいは、市立図書館にある本を配本サービスと言いまして、何冊かまとめて図書館のほうから学校のほうへ一定期間貸し出していただくというサービスも利用させていただいておりますので、図書購入費につきましては、それほど例年よりふやしているという現状ではありません。

問（11）　私が調べたところなんですけど、小学校は52万7,000円、中学校で1校あたり73万8,000円が、全国的な平均だということがホームページでわかっているんですけれども、高浜市の場合だと、小学校が136万6,000円、7校で割ると20万円切れます。すみません、5

校で割ると、すみません、失礼しました。中学校でいきますと、2校で109万1,000円ということで、54万ぐらいで、ちょっと少ないように見えますけども、どういうふうに考えたらいいか、お答えください。

答（学校経営） 文部科学省のほうを示しております、学校図書の充足率というのがございますが、こちらの充足率につきましても、毎年度、高浜市内の小学校、中学校は、充足率を満たしておりますので、特に、図書が不足していると状況にはないと考えております。

問（11） そうすると、充足率はあるということですが、図書の購入、新しい本があれば読もうという気持ちにもなるのではないかと思いますし、図書の購入もふやすべきかなと思いますけども、そういう点ではいかがでしょうか。

答（学校経営） 委員おっしゃるとおり、確かに新しい本があれば子供たちも興味が示しやすいとは考えますが、学校のほうも子供たちの要望も聞きながら、子供たちがほしい本を中心に購入していただき、あるいは、先ほども申し上げましたが、市立図書館とも連携しまして、市立図書館のほうから子供たちのリクエストの高い本を配本サービスにて借りているという状況もありますので、特に、現状でふやす必要はないと考えております。

問（11） 225ページ、私立幼稚園就園奨励費補助事業の授業補助の部分ですけども、26年度ではなかったんですけども、27年度はあります。その内容をお願いしたい。また、231ページの美術館管理運営事業の委託料ですけども、毎年、かわら美術館指定管理料1億6,000万円程度、多少変わりますけども、出ていますけども、どのように考えておられるのか、お示してください。それから、235ページ、生涯スポーツ推進事業、工事請負事業ですが、スポーツ施設の改修工事費があります。これは、何を改修するのかお答えください。

答（こども育成） 1点目の私立幼稚園就園奨励費補助事業の中の今までの中で、授業費補助金という部分ですけども、これは翼幼保園に通う方に対する手当てということになります。これまで、翼幼保園、私立幼稚園と

いう扱いの中で、就園奨励費の中に入っていたんですけども、今度、新制度のところで、新しい認定こども園、新制度の枠組みに入りますので、そこから別物として扱う形で、切り出したという形になりますけども、トータルとしては、昨年度と変わってないということでございます。

答（文化スポーツ）　かわら美術館の指定管理料につきましては、今から6年半前に、美術館の指定管理者を選定する折にプレゼンテーションいただきまして、指定管理料が決まってきておる、プラス、土地の借地料ということで、駐車場の位置を変えましたので、その借地料が、そこにプラスされて乗ってきたというのが現状でございます。235ページのスポーツ施設の改修工事、これは安全に関するところを優先的に行うということで、今回は、五反田第1グラウンドの東側防球ネットの張りかえ工事を予定しております。

問（3）　説明書の231ページ、主要新規だと25ページ、ナンバー15になりますけども、市民映画制作費補助について、2月に制作発表会をやったということですが、今回の映画に出演する市民の方々だとか、撮影をするスタッフの方々というのが、1回目の映画づくりのときと、タカハマ物語のときと比較して、どのぐらい変わっているのか、教えてもらえればと思います。

答（文化スポーツ）　映画に出演する市民は、今回は、応募いただいた方は基本的には何かの役割で出ていただく趣旨でございますので、約160名程度を予定しております。前回は、ちょっと、今、手元にないもんですから、キャストという意味でいくと、2、30人だったのかなと思います。撮影を支えるスタッフということでいきますと、今回は、140名ぐらいが名乗りを上げていただいたということございまして、前回は、制作会社というのがあって、そこが主に切り回して制作を行ったもんですから、市民スタッフというのは、今回のほうが大幅にふえていると認識しております。

問（3）　1回目のタカハマ物語のときでも、子供や若者が、自分たちで

やりたいことを、市だと地域で見つけ出して、積極的に地域に関わって  
くれるだとか、あと、老若男女問わずいろんな交流ができるようにという  
ことだったんですけども、今回、2回目ということですけども、前回も含め  
まして、どんな成長が見られたのか、主要新規の事業実施スケジュールを  
見ると、大道具、小道具、衣装など、撮影準備などが、第1四半期、第2  
四半期とあって、その後、集中的に撮影という形にはなっているんですけ  
ども、こういった、前回、制作会社があってということだったんですけど、  
道具だとか衣装だとか、演技指導だとかというのも、前回、携わった人た  
ちがいろいろ指導していったりするの、また、そういった、今回、参加  
している子たちが、うまく成長していくようなつながり云々というもの、  
どういうふうに取り組んでいかれるのか、ちょっと教えていただけたらと  
思います。

答（文化スポーツ） 今回の成長が、どのようなところで見えるのかとい  
うことをございますけども、第1弾からかかわってくれている高校生、大  
学生が主になるんですけども、その子たちは自分たちが成長したというこ  
とは、はっきり自覚しておりますので、しっかり第2弾の制作に向けて、  
腹に落として、自ら、役割を積極的に見つけていただいて、全体をとりま  
とめておる姿が見られます。また、今回、初めての方は、最初、戸惑いも  
結構あったんですけども、やはり、それぞれ経験を積むことによって、仲  
間がふえたり、自分が成功体験等々を通じて、自らを自由に表現できると  
心強く、頼もしくなっておる。というのが、私の実感でございます。演技  
指導とかをどうしていくのかということをございますけども、制作会社が  
今回は全くございませんので、全て市民の手づくりということをございま  
すので、本当に、かかわる場面も多く、演技指導とかは、映画の監督さん  
とかがされると思うんですけども、そういう専門的なところ以外につきま  
しては、大道具、小道具、含めて全部、市民で手づくりするということ  
でございますので、よろしく願いいたします。

問（3） 目指す成果としましては、自分たちに何ができるか、何がした

いかを、自ら考え、将来の夢を見つけ、高浜のために何かしたいという自発的な思いが育つこととあるんですけど、今回、これ2弾目ですけど、今後、クランクアップして終わって、上映とかが終わった後に、その子供たちがどういうふうに今後動いていきたいというお話があった場合、市として、また何か考えてみえるのか、そこら辺、ちょっと聞けたらなと思いますけど。

答（文化スポーツ） 子供たちがかわりを持てるものということで、映画づくりを始めたんですけども、やはり、これが終わった後、第3弾というわけにはいかないと思いますので、タカハマ！まるごと宝箱という高浜の魅力を掘り起こすような事業も進めておりますので、そこで、動画を撮るところを含めて子供たちを交えてやっていこうかなというのが、今の現状であります。

問（3） タカハマ！まるごと宝箱のほうにも引き続きつないでいくような形ということで、なんとなく理解はできたかなと思います。あと、215ページの小学校給食運営事業、221ページの中学校も一緒だと思うんですけど、学校給食用食材検査手数料が、それぞれあるんですけども、そこら辺というのは、どこまでの検査をされているのか、教えてもらえればなと思います。

答（学校経営） こちらにつきましては、学校で提供しております給食につきまして、定期的に県の学校給食会のほうに検査を委託しまして、食材の安全性、あるいは、衛生面という観点から、いろいろと検査をいただいているものでございます。

問（3） 県のほうがするということですか。

答（学校経営） 県の機関になります学校給食会という組織があるんですけど、そちらのほうで検査を受けております。

問（3） 昨年とかでも食材等の痛みが入っていたりだとかということ、給食センターのほうから伺ったことがありまして、そこら辺の検査というのが、本来は日常的にやられているものだと思うんですけど、ちょっと、

そういったものが、箱を開けてみたら使えない物が入っていたりとか、ちょっと聞こえてきたので、その辺の検査というのも、本来、この中で実施されているという理解でいいんですか。

答（学校経営） 当然、搬入された物で不備がある物は、調理員の段階でわかると思いますので、特に大きな事故は、調理員、栄養教諭から今年度は聞いておりませんが、この学校給食の食材検査につきましては、実際に、学校給食で提供する際の段階の物を、検査を受けているという状況でございます。納品とか、その辺までをチェックするものではございません。

問（9） 231のこどもの応援成長事業の、まず臨時職員の賃金とありますけども、これは何をやる方を臨時に雇われるのか、教えてください。

答（文化スポーツ） 臨時職員ということで、ちょっと採用の背景といたしますか、7月から9月、夏休みに、タカハマ物語2を集中的に撮影を行うということでございまして、今回、制作プロダクションがないということと、短期間での撮影ということと、グループの業務として、市民レガッタという大きなイベントも控えているということでございますので、今の職員と同じような役割、例えば、スケジュールを各スタッフに伝えたりだとか、このように映画全体を補佐するような仕事をしていただくかなと考えております。

問（9） 行政がどこまでお手伝いできるかという部分は、人員の確保にも当然よるわけですが、できればそういうことも丸めてやっていけないのかなと思うんですよね。成長という部分を求めていくのであれば。これ、市民映画制作費の補助金300万円ですが、この市民映画自体の総製作費は、いくらを想定しているんですか。

答（文化スポーツ） 今年度の200万円と来年度300万円を合わせて500万円、プラス、今、協賛金を集めにまわっておりますので、そのお金を充当しようかと考えております。

問（9） もともとの総製作費がいくらかという確約がない中で、今、言ったように協賛金を集めるとかなんとかということは、それはそれでいい



ですけども、現実的に、どこまでのお金を、どういう範囲で使えるのかということが見えてこないのではないですかね。結局、例えば、申し訳ないですけど、前回のときでもパンフレットを後から売り出したりだとか、いろんなことやっていますよね。それがどういうお金に使われていったのかはよくわかりませんが、現実的に、ほしいと思われて買った方がいいと思うんですよ、それはそれで。やはりこういうものは、総製作費のもとがあって、それに対して補助をこれだけ出します。あとは、皆で頑張ろう、足りない分は、こうしよう、ああしようというところも全部含めて、この若者たちの成長を応援していくものではないかなという気がするんですけど、そこのところはどのようにお考えでしょうか。

答（文化スポーツ） 来年度の予算300万円、基本的な考え方を申し上げますと、やはり、専門的なところ、監督とか、撮影、録音、照明とか、あと編集だとか、一般市民ではなかなかできないところの補助金というのが、この300万円でごさいますして、その周辺部分というのは、協賛金が集まれば集まるほど、広告も盛大にできていくというような状況でごさいますので、基本的に、市からお出しするというのは専門的な技術を要する部分ということで、御理解いただきたいと思います。

問（9） これ予算委員会ですから、ここで使われる357万5,000円の部分でいいんですけども、やはりそういうところも行政がかかわるんであれば、少し指導しながらみたいなのところも必要なのかなという気がしたので、御質問をさせていただきました。

問（1） 予算書の231ページ、10款5項5目の事業1の美術館管理運営事業の美術館屋上改修工事費856万7,000円について、伺います。前年の当初予算においても、同じ美術館屋上改修工事費689万5,000円計上されておりましたが、工事状況等の説明をお願いしたいと思います。

答（文化スポーツ） これは、かわら美術館の屋上の防水、ウレタン塗装するということでごさいますして、当初から、中期計画というのを美術館の

修繕に關してもっておりまして、2年計画で行うということでございまして、前回は一部を行いまして、今回は残りの部分を行うと、2年間にかけで行うということでございますので、よろしくお願ひします。

問（1）　　ということは、平成26年度の工事費のほうが少なかったということは、どういうふうな割合でやられているのか教えてください。

答（文化スポーツ）　今年度行った部分というのは、平らな部分というか安全対策をしなくても、そのままできるという部分をやったということでございまして、来年度につきましては、冷却塔の下をやったり、また、安全対策といいまして、水が流れていくようなところを何か安全対策しながらやらないと工事ができないという特殊箇所を、今期、行っていくということでございますので、平成27年度のほうが少し金額が大きくなっている状況でございます。

問（1）　　美術館は昨年もしろいろ後で補正とか、そういった予算計上もしてございましたが、今回、この屋上改修工事費については、補正予算等、ないようになるとお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

答（文化スポーツ）　かわら美術館の補正があったということですが、平成26年度は、私の記憶ではなかったと認識していますが、この当初予算で、工事が全て終わるものですから、補正は考えておりません。

問（1）　　以上です。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

11款　災害復旧費

委員長　質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11款の質疑を打ち切ります。

12款 公債費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12款の質疑を打ち切ります。

13款 諸支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13款の質疑を打ち切ります。

14款 予備費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14款の質疑を打ち切ります。

委員長 以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。質疑漏れの許可として、議案第31号、平成27年度高浜市一般会計予算の歳入、歳出、全体につきまして質疑漏れはありませんか。

問（9） 説明書187ページの地域産業振興事業ですけれども、私ども議会が12月定例会において、三州瓦をひろめよう条例を議員提案でつくらせていただきました。ついては、この三河の窯業展負担金とか、三州瓦屋根工事奨励補助金等予算をつけていただいて、ありがたいと思っておりますけれども、条例制定のときは、予算編成がほぼ終わっていたという気がしますので、ここの中に載ってくるのは難しいのかもしれませんが、今後の平成27年度において、その条例施行を受けて、何か考えるようなところがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

答（地域産業） 今回の平成27年度当初予算に関しましては、三州瓦をひろめよう条例の関係において関連するところがございますが、3点ほど、補助金を含めまして検討をさせていただいております。まず1点目につきましては、187ページの三州瓦屋根工事奨励補助金でございます。こちらのほう、現行、交付規則において、住宅等に対しまして、住宅の屋根に対しまして補助金を出させていただいておりますが、こちらのほうを共同住宅まで拡大のほうを、今年度中に、規則のほうの改正を進めていきたいと考えております。それで、平成27年4月1日から規則の実施、共同住宅等につきましても補助金のほうを出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次に、同じ187ページ、中小企業振興対策事業費補助金であります。こちらのほうにつきましては、前年度より、約200万円ほど増額となっております。その1つといたしまして、新たに新規事業でございます。愛知県陶器瓦工業組合が実施いたしますシャモットの推進事業、シャモット工場の設備更新でございます。こちらのほうに

つきましても、新たにシャモットを普及していくということでございますので、こちらのほうもあわせて新たに補助をさせていただくことを考えたものでございます。それからもう1つが、同じく187ページ、商工会事業費補助金でございます。こちらのほうも、約400万円ほど上乘せ、ふえてはおりますが、その中のふえた原因の1つでありますものが、商工会さんのほうが実施いたします、三州瓦の活性化事業、こちらのほうを計画してみえます。この三州瓦の活性化事業につきましては、三州瓦のうち、特に、いぶし瓦につきましてPR実施していきたいということでございます。そちらのほうの事業につきましても、市といたしましても、補助を実施していきたいということで、上乘せのほうさせていただいたものでございます。

問（9） 早急な対応ありがとうございます。また、さまざまな三州瓦、技法を用いた物までを含めた三州瓦をひろめよう条例でございますので、いろいろな物を開発しているところもあるやと思います。そういったところの情報も十分に収集していただいて、また、御活用いただくことをお願いいたします。

問（11） 歳入の部分で72ページです。児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金なんですけども、26年度は6,345万円あったのが、27年度では2,254万8,000円に減額されているんですけども、これについてはどういうことでしょうか、お答えください。

答（こども育成） 子育て世帯臨時特例給付金につきましては、来年度の補助金につきましては、児童1人当たり3,000円の支給ということで、支給額が変わるので下がるということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、議案第31号の質疑を終結いたします。本日の日程はこれをもって終了し、明日は、午前10時より再開し、議案第32号に対する質疑からお願いをいたします。本日は、これにて散会いたします。長時間どうも御協力ありがとうございました。

散会：午後 4時03分